

## 第4章 施策の方向

### ■ 施策の方向と計画事業 ■

- 各施策について、現状を踏まえて施策の方向を示し、取組みを推進していきます。
- 計画の目標を着実に実現していくために、今後5年間で重点的に取組んでいくことを「重点的取組み」とし、17の取組みを目標に添って掲げました。また、その他の計画事業については「推進事業」として整理しました。
- ★印は『子ども・子育て支援新制度』に位置づけられた「地域子ども・子育て支援事業」です。

#### 【推進事業等の記載例と記載項目】

##### <推進事業>

事業名称	概要	担当課
□ ★△△△△△△	〇〇〇を実施します。	□□□□課

実施事業一覧の通し番号

『子ども・子育て支援新制度』に位置づけられた「地域子育て支援事業」

今後5年間で重点的に取組んでいくこと

##### <重点的取組み>

取組み	〇〇〇〇〇〇				
担当課	□□□□課				
具体的	□	△△△△△△	〇〇〇を実施します。	事業概要	
事業	□	△△△△△△	〇〇〇を実施します。		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	◇◇◇の整備				→
◇◇◇の実施	◇◇◇の拡大				→

年度ごとの具体的な取組みを記載

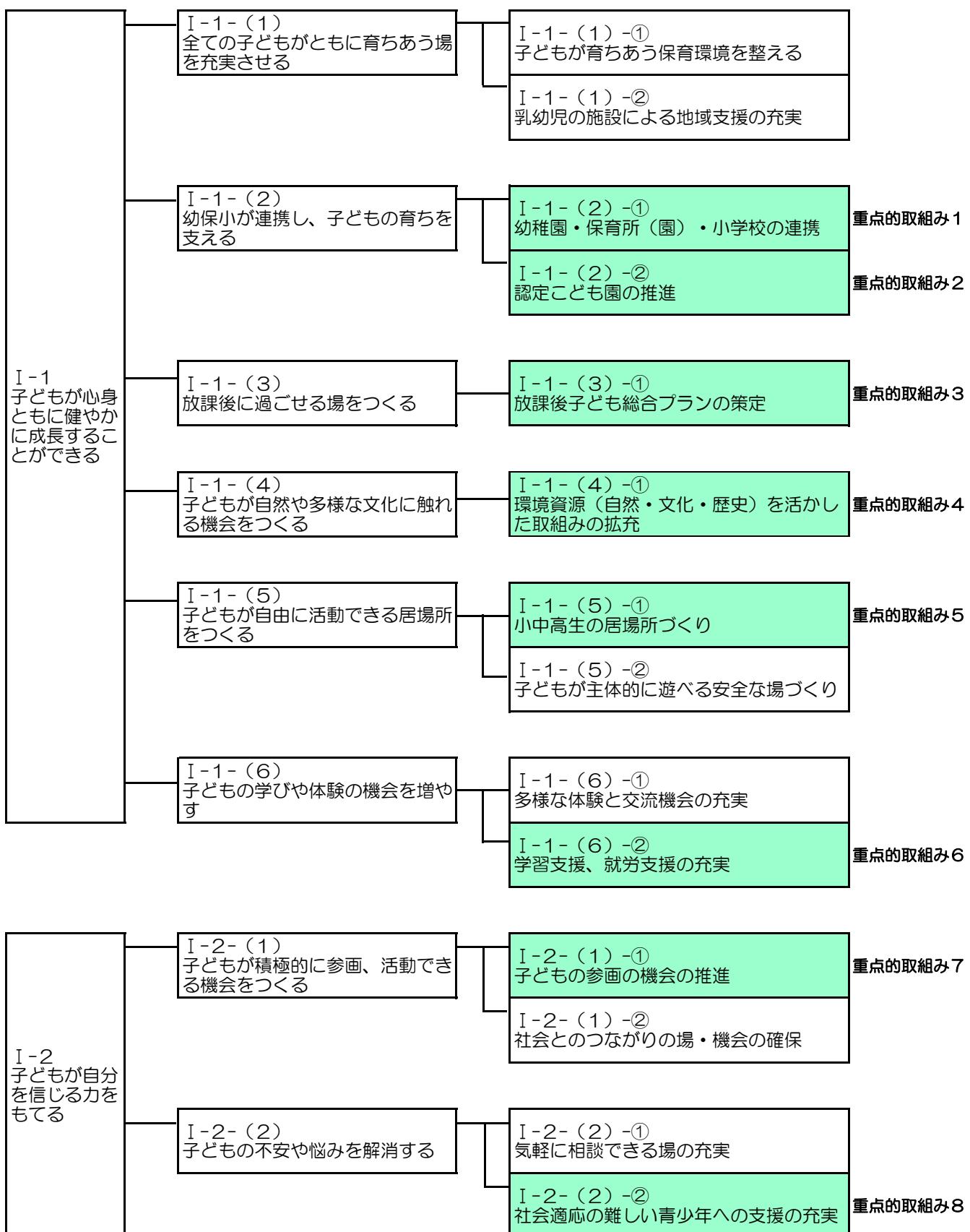
各事業の実施・拡大等の継続を表しています。

## 第1節 目標I 子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる

### 【施策の方向】

### 【施 策】

### 【取組み】



## **施策の方向**

### I－1

#### **子どもが心身ともに健やかに成長することができる**

子どもは、自由に安心して遊べる場所、いきいきと生活する場を求めています。しかし、現実には子どもが自らの考えを発信する、子どもを受けいってくれる、子どもが認められる場や機会が十分にあるとは言えません。

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、「生きる」、「育つ」、「守られる」という権利が尊重され、親や身近な大人、友だちとの関わりの中で自分自身が大切にされているという感覚を宿すこと＝自己肯定感の育みが必要です。そして、その自己肯定感を土台に他者へのいたわりや慈しみ、願いを実現させようと努力する力、また、他者と協働しようとする力が育まれるといわれています。

また、子どもはさまざまな体験を通し、学び葛藤し成長する存在でもあります。子どもの成長段階に応じて子どもが自ら考え、チャレンジできるような学びや体験の機会を充実させていくとともに、子どもが心身ともに安心、安全に過ごせる居場所をつくり、子どもが模索しながらも前向きに葛藤を乗り越えようとする子どもの姿を温かいまなざしと具体的な方策で支援していきます。

さらに子どもの健やかな育ちを支えるしくみとして、幼稚園・保育所（園）・小学校・放課後児童クラブなどが中心となって顔の見える関係作りを強化し、おやこDE広場や子育て支援センターなど地域の子育て支援機関とのつながりを深めていきます。

## **施 策**

### I－1－(1)

#### **全ての子どもがともに育ちあう場を充実させる**

多様な生活状況の子どもが、地域の中でともに育ちあう場を充実させていきます。子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、地域社会で成長していくうえで子どもが通う保育所（園）や幼稚園、学校と専門機関との連携を充実させていきます。

また、地域の中で子どもに関わる人たちが顔の見える関係作りを強化し、子ども自身や保護者を支える体制を整えていきます。

## 取組み

### I-1-(1)-①

#### 子どもが育ちあう保育環境を整える

##### <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
1	保育所(園)	保育を必要とする乳幼児を対象に、保育所保育指針に基づき養護と教育を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
2	幼稚園	幼稚園教育要領に基づいた幼児期の学校教育を行い、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
3	認定こども園	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行ない、子どもの健全な心身の発達を支援します。障害や外国籍など特別なニーズを持つ子どもと持たない子どもが共に育ちあう保育を提供します。	幼児保育課
4	統合保育室設置 モデル事業	心身に障害を持つ子どもを保育所に受入れ、集団保育を実施し成長を支援しています。	幼児保育課
5	こども発達センター の保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援しています。	幼児保育課 健康福祉会館 (こども発達センター)
6	児童施設等巡回相談 (千葉県障害児等 療育支援事業)	地域の保育所(園)、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童及び児童のいる施設職員に対して相談・助言を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
7	保育所等訪問支援 事業	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行なっています。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	健康福祉会館 (こども発達センター) 障害福祉課
8	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスが利用できるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっていきます。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
9	通園保育 (児童発達支援)	障害を持つ就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を基本とした療育を行なっています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
10	外来療育	こども発達センターで診察を受けた子どもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフが行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
11	発達に関する相談・ 診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)

## I－1－(1)－② 乳幼児の施設による地域支援の充実

### ＜推進事業＞

事業名称		概要	担当部署等
12	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
13	保育所（園）の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
14	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。今後このような児童館機能をもった施設の拡充を図ります。	子どもわかもの課

### 施策

## I－1－(2) 幼保小が連携し、子どもの育ちを支える

幼稚園や保育所で生活していた子どもが、小学校に入学し、環境の変化によるさまざまな違いに出会います。『小1プロブレム』（教科学習に集中できない、教員の話が聞けない、困っていることを伝えられない等）といわれる姿や、一方で、できるのに小さい子として扱われ、自信を失う子どもがいます。親もまた、初めて就学を迎えるわが子への期待と不安に駆られる姿があります。親子が安心して就学を迎えられるような取組みが求められています。

子どもの育ちをつなぐ取組みとして、保育所（園）・幼稚園・小学校がお互いの立場を尊重しつつ、それぞれの知識やノウハウを伝え合いながら、子どもや保護者に関する課題を共有する機会を設け、それぞれの課題を整理するとともに連携を図り、協働の取組みをしていきます。また、小学校に入学する児童が、入学までに必要な「生活する力」「人と関わる力」「学びの芽（知的好奇心）」を持ち、スムーズに学校生活に向かうことができるよう、幼稚園、保育所と小学校の円滑な接続のための保育・教育の総合的なあり方を研究していきます。

## 取組み

### I-1-(2)-①

#### 幼稚園・保育所（園）・小学校の連携

##### <重点的取組み 1>

取組み		幼稚園・保育所（園）・小学校の連携			
担当課		幼児保育課 ・ 各学校（指導課）			
具体的な事業	15	幼・保・小の情報交換会	幼稚園、保育所（園）、小学校の職員間の情報交換の機会や相互の施設見学、参観等を実施します。		
	16	就学接続期保育に関する研究	地域の幼稚園、保育所（園）において、就学接続期の保育について研究を実施します。		
	17	年長児童の小学校見学	幼稚園、保育所（園）の年長児童の小学校見学の機会をつくっていきます。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼・保・小の情報交換会の実施（計6か所）		幼・保・小の情報交換会の実施（計9か所） 担当者間の相互訪問の実施			→
就学接続期保育に関する研究		幼稚園・保育所による共同研究開始			→
年長児童の学校見学の実施					→

I－1－(2)－②  
認定こども園の推進

<重点的取組み 2>

取組み		認定こども園の推進			
担当課		幼児保育課			
具体的な事業	18	認定こども園の研究と推進	幼稚園と保育所などが就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。 保護者の就労状況などに関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。平成31年度までに23か所の幼稚園・保育所（園）等から認定こども園への転換を図ります。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園の研究		→	実施施設間の交流	認定こども園連絡協議会の発足	認定こども園連絡協議会の実施
認定こども園の推進・拡大 (1か所)					→ (計23か所)

**施 策**

I－1－(3)

放課後に過ごせる場をつくる

全ての小学生が放課後を安心・安全に過ごし、放課後の活動と交流を通じた学びや体験の場となる居場所づくりを推進するという共通理念の下に、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの両事業を実施し、その運営にあたっては、「安全な居場所」であること、「子どもの成長支援の場」であること、保護者の「仕事と育児の両立支援の場」であるという視点を基に推進していきます。

## 取組み

### I—I—(3)—①

#### 放課後子ども総合プランの策定

#### <重点的取組み 3>

取組み		放課後子ども総合プランの策定
担当課		子育て支援課
具体的な事業 19	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)の運営基準による体制整備	条例に基づく運営法人の指導監督と補助事業の推進を図ります。また、利用児童の見込み量に応じて放課後児童クラブの施設拡充を図ります。 校外施設の学校内への移設を推進します。 小学校の新設に伴い放課後児童クラブ（放課後KIDSルームとの一体型）を新規開設します。 第三者評価により、放課後児童健全育成事業の運営の評価・改善ができる体制を整えます。
		一体型の放課後児童クラブ・放課後KIDSルームの実施を図ります。 活動室内での遊びや読書、学習支援だけでなく校庭や体育館でのスポーツなど、放課後児童クラブと放課後KIDSルーム共通の活動プログラムを実施します。 活動プログラムの企画・実施にあたって、学校・事業者（コーディネーター）・地域による運営委員会など学校区毎の定期的な打合せの場を設け、関係者全ての連携により子どもたちの活動プログラムの充実を図ります。 一体型推進のため、放課後KIDSルームの活動内容の充実と開設校数の増加を目指します。
		放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームに携わる職員の質の向上に向けた取組み
		放課後児童支援員、補助員の研修や放課後KIDSルームスタッフの研修を実施し、職員の質の向上に努めます。
	小学校余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの活用	放課後児童クラブの施設の拡充及び放課後KIDSルームの新規拡大について、学校施設の活用等について教育委員会と協議します。また、図書室等の他、校庭や体育館等の一時利用の促進を図ります。

取組み		放課後子ども総合プランの策定			
担当課		子育て支援課			
具体的な事業 19	放課後子ども総合プランの実施に係る教育委員会と子ども部の具体的連携	総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策（放課後子ども総合プラン）について協議し推進を図ります。			
	放課後児童クラブの開所時間延長	全ての放課後児童クラブで午後7時までの開所延長を継続的に実施していきます。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
一体型の放課後児童クラブ・放課後KIDSルームの推進（新設校含む） 放課後KIDSルームの整備（計14校）					→
	(計17校)	(計20校)	(計23校)	(計26校)	
放課後児童クラブの既存施設拡充 (4か所)	(4か所) 放課後児童クラブの新規開設（新設校での放課後KIDSルームとの一体型・1か所） ※市内全45校に設置	(4か所) 放課後児童クラブの学校内移設 (2か所)	(4か所)	(2か所)	
放課後児童支援員・補助員の研修制度構築	研修の実施				→
放課後児童クラブの開所時間延長					→

## 活動事例

### 地域放課後児童支援事業(放課後KIDSルーム)

放課後KIDSルームを、小学校の放課後に、図書室を活用し実施しました。

小学生が、地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動などを行い、子育て支援活動の促進支援を行います。

市内小学校10校で実施しており、その小学校の全児童を対象に登録制で利用する仕組みです。

小学校、保護者(PTA等)、地域・放課後児童クラブと連携しながら実施しています。



#### KIDSルーム上二 だより 12月号

平成26年度 社会福祉法人 松戸福祉会  
放課後KIDSルーム上二  
2014.11.26 発行

早いもので今年最後の月になりました。お子さん達は身長も伸び、自分の意見もはっきり言えるようになってきました。保護者の皆様、今年もお世話になりました。来年もよろしくお願い致します。

12月のよてい (開室は4:30です。イベントの日や開始時間にご注意下さい。)

日付	曜日	内 容	開室時間	日付	曜日	内 容	開室時間
2日 (火)	スイーツデコを作ろう	放課後~4:30	16日 (火)	ガラス絵鏡でクリスマスかざり	放課後~4:30		
3日 (水)		放課後~4:30	17日 (水)	ガラス絵鏡でクリスマスかざり	放課後~4:30		
4日 (木)		放課後~4:30	18日 (木)	ガラス絵鏡でクリスマスかざり	放課後~4:30		
5日 (金)	スイーツデコを作ろう	放課後~4:30	19日 (金)	(金)(再登校の日)	2:30~4:30		
9日 (火)	ボディシャンプーとボブリ芳香剤	放課後~4:30	24日 (水)	リクエストDVD	9:00~12:00		
10日 (水)		放課後~4:30	25日 (木)		9:00~12:00		
11日 (木)		放課後~4:30	26日 (金)	リクエストDVDクリーンキッズ	9:00~12:00		
12日 (金)	ボディシャンプーとボブリ芳香剤	放課後~4:30					

## 活動事例

### 小金わくわく探検隊

子どもたちが、小金地域の歴史的、文化的な建造物や民家を体験活動の場として地域を「探検」する取組みとして、地域の大人が一丸となり16年前から継続して実施されています。

現在は、小金小学校の1年生から6年生までの児童たちが、総合的な学習の時間の学習活動として取組み、地域の大人たちと一緒に、事前企画や当日の運営もしています。

また、当日はこどもたちの安全のために、地域・学校・家庭が連携、協力して管理体制を作っています。

平成26年度のテーマは「大好き小金！街の魅力を掘り出そう！」

4年生以上の全児童が探検しました。

探検場所：八坂神社、京屋、小金バスランド、東漸寺、妙典寺、マツモトキヨシ資料館、トラットリア朝日屋、池田材木店、野尻疊店、藍染め屋など。



#### I－1－(4)

子どもが自然や多様な文化に触れる機会をつくる

#### I－1－(5)

子どもが自由に活動できる居場所をつくる

松戸市の歴史や文化を身近に感じ、自然環境を活かした豊富な体験機会をつくっていきます。子どもが地域に興味や愛着を持ち、松戸をふるさと感じられるよう、自然や多様な文化、歴史に触ることができ、子どもが主体的に遊びを展開できる場づくりを目指します。

小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、安心していきいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流が図られるような居場所づくりを推進していきます。

#### 取組み

##### I－1－(4)－①

環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充

##### I－1－(5)－①

小中高生の居場所づくり

#### <重点的取組み 4・5>

取組み		環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充 小中高生の居場所づくり		
担当課		子どもわかもの課		
具体的な事業	20	子どもの遊び場	子どもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険子どもの遊び場」等を整備します。	
	21 29	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に過ごしたり活動したり、楽しい体験ができるように、市内1ヶ所の児童福祉館と2ヶ所のこども館を開設しています。今後は、児童館機能をもった施設の拡充と事業の充実を図ります。	
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
子どもの遊び場の整備・拡充 (1か所)	子どもの遊び場の整備・拡充 (1か所)		子どもの遊び場の整備・拡充 (2か所)	
	児童館機能施設の整備 (1か所)		児童館機能施設の整備 (1か所)	
「冒険子どもの遊び場」 (1か所)		「冒険子どもの遊び場」の充実		→

## <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
22	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課
23	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
24	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中心として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
25	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課
26	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
27	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会
28	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会

## I-1-(5)-② 子どもが主体的に遊べる安全な場づくり

### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
30	森のこども館事業	豊かな自然を生かした広大な総合公園、21世紀の森と広場で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの成長を育むとともに、子どもたちの居場所としています。	子どもわかもの課
31	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習推進課

事業名称		概 要	担当部署等
32	放課後等 デイサービス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力の向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所の選択ができるよう整備体制を整えていきます。	障害福祉課
33	スポーツ施設	市内には、運動公園をはじめ、スポーツパークやテニスコート、野球場、プールなどのスポーツ施設があります。	スポーツ課
34	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課
35	こどもの遊び場	こどもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険こどもの遊び場」等を整備します。	子ども わかもの課
36	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラブ教室なども行っています。	公園緑地課 パークセンター
37	子ども読書推進 センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館
38	放課後KIDSルーム	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等の様々な事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課
39	★放課後児童健全育成 事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめています。	子育て支援課
40	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子ども わかもの課
41	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課

## 施 策

### I－1－(6)

#### 子どもの学びや体験の機会を増やす

子どもが自分の夢を描けるよう、自己形成に大切な学びや体験の機会が選択できるような取り組みを増やしていきます。また、こうした体験の場における異年齢や世代間の交流、外国人との交流の場を増やし、子どもが見たり、聞いたり、感じたりと五感を通して学べる機会をつくっていきます。

また、子どもが自己肯定感を高め、自分を信じる力が持てるよう、地域の中の大人の温かい見守りの中で、子どもが主体的に活動できる場や子どもが自ら相談できる場を確保します。

## 取組み

### I－1－(6)－①

#### 多様な体験と交流機会の充実

#### ＜推進事業＞

事業名称		概 要	担当部署等
42	都市公園	市内には397か所（うち緑地108か所）の公園があります。	公園緑地課
43	子どもの遊び場	子どもの遊び場の整備と活用の検討を図り、緑化、公園関係、NPOや地域活動団体との連携による公園や地域の雑木林を生かした「冒険子どもの遊び場」等を整備します。	子ども わかもの課
44	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園です。園内には、「自然学習、みどりの相談所、公園情報発信」の機能を有するパークセンターがあり、自然観察会、クラフト教室なども行っています。	公園緑地課 パーク センター
45	子ども読書推進センター	子どもの読書活動を推進するため、子ども読書推進センターを開設しています。	図書館
46	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習 推進課
47	放課後KIDSルーム	小学生が地域で安全で安心して健やかに育まれるように、学習やスポーツ、文化活動等のさまざまな事業を行い、子どもから広がる地域の子育て力を育て、子育て支援活動の促進支援を行います。	子育て支援課
48	★放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第三者評価の導入等により、質の向上をすすめています。	子育て支援課

事業名称		概 要	担当部署等
49	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験することができます。	子どもわかもの課
50	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子ども達の集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
51	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
52	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
53	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
54	博物館事業	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
55	戸定歴史館事業	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中心として整備された博物館です。主に松戸徳川家資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
56	ボーイ・ガールスカウトへの補助	青少年の健全育成を目的として奉仕の精神を身につけ、人や社会のために貢献できる人格形成を目指し、市内のボイスカウト団及びガールスカウト団の育成活動を支援しています。	生涯学習推進課
57	松戸少年少女発明クラブへの補助	青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、想像力豊かな人間形成を図ることを目的として、実施されている少年少女発明クラブに補助しています。	生涯学習推進課
58	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。	子どもわかもの課
59	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課

事業名称		概 要	担当部署等
60	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経験の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子どもわかもの課
61	国際文化祭	年に1回、子どもを含めた市民に、国際色豊かな世界の文化を紹介する機会です。	国際交流協会
62	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会
63	海外ホームステイ体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会

### 活動事例

#### 松戸市こども祭り

21世紀の森と広場に子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい一日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図ることを目的としています。

松戸市子ども会育成連絡協議会、松戸市青少年相談員連絡協議会、松戸市少年補導員連絡協議会からなる実行委員会が開催しています。当日は、わんぱく相撲やゴールキック、SL、昔の遊び創作、ステージショー、マジックショー、ストライクボードなど、無料で遊べる約30種類のコーナーでイベントを実施しました。

関係協力団体：青年会議所、保育園連絡協議会、和名ヶ谷中学校、松戸向陽高校、松戸東警察署等



### 活動事例

#### 森のこども館事業

豊かな自然を生かした広大な総合公園「21世紀の森と広場」で自然体験や遊びを通じて、子どもたちの居場所とすることを目的としています。

子どもからのアイデア(子どもフォーラム2013「子どもが主役の公園をつくろう!」ワークショップ)を基にして企画され、今までにない新しい試みとなりました。『自然と触れ合って遊ぼう!』をテーマに自然を活かした遊びを企画し、野菊野こども館と公園担当部署が連携して実施しました。21世紀の森と広場で毎月1回開催しています。

##### 《今までに実施した企画》

- ・森のこども館の看板作り
- ・わくわく自然体験
- ・森のコンサート
- ・ハンモック作り



I-1-(6)-②  
学習支援、就労支援の充実

<重点的取組み 6>

取組み		学習支援、就労支援の充実			
担当課		子どもわかもの課・生活支援一課			
具体的な事業	68	子どもの学習支援 (生活困窮者対象)	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施しています。		
	71	ゲットユア ドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経験の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子どもの 学習支援の実施 (2か所 60人)		子どもの 学習支援の実施 (3か所 90人)			→
ゲットユアドリーム事業の充実と 就労体験、学校との連携の強化					→

**活動事例**

**若者塾の実施（ゲットユアドリーム）事業**

中高生に対し、様々な世代・経験の大人の価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考える場を提供し、自立することを支援する事業として実施しました。

◎ファシリテーター養成講座(全4回)  
リーダーシップ能力を養い、その後のワークショップに生かします。

◎ゲットユアドリーム（ワークショップ）  
色々な職業に就いて活躍している人生の先輩の話を聞きながら、自分の将来について同世代の仲間たちと語り合うワークショップです。

講師には、医師(病院長)、介護施設長、インターナショナルスクール事務局長、公務員(市職員)、市内事業者社長、畠店職人、農家、飲食店経営者、生花店社長などを迎え実施しました。




## <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
64	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
65	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
66	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
67	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
69	まつど地域若者サポートステーション	働くことに悩みのある15歳から39歳までの人を対象に個人面談、スキルアッププログラム、職場体験を通して就職活動をサポートしています。	商工振興課
70	若者就労支援事業	合同企業説明会やセミナーを開催し、若者の就労支援を行っています。	商工振興課

## 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、18歳未満のすべての子どもを対象に、子どもの基本的人権を守るために、1989年の国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准しました。

この条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

### 1 生きる権利

- ・防げる病気などで命をうばわれないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

### 2 育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

### 4 参加する権利

- ・自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

## 松戸市民憲章

私たちは、縄文の昔より悠久とした時の流れにはぐくまれた、この大地を郷土とする松戸市民です。私たちは、このまちを誇りとし、輝かしい未来の実現と、かけがえのない地球と文明との永遠の調和を求め、全市民共通の願いとして、ここに松戸市民憲章を定めます。

1. 私たちは、自然をいつくしみ、豊かな心を育てます。
1. 私たちは、ともに助け合い、健康で明るい社会を築きます。
1. 私たちは、伝統を守り、新しい文化をはぐくみます。
1. 私たちは、郷土を愛し、希望と活力にあふれるまちをつくります。
1. 私たちは、平和を尊び、広い視野をもつ国際人をめざします。

平成5年4月1日制定

## **施策の方向**

### **I-2**

#### **子どもが自分を信じる力をもてる**

子どもが社会との関わりの中で自主性や自立性を育んでいくためには、子どもの「参加する」、「意見を表明する」といった権利が尊重され、その最善の利益が保障されることが大切です。成長段階に応じて子どもの意見を十分に尊重するとともに、その意見が施策や地域の活動の中に反映できるよう、取組みを進めます。

子どもの成長過程の中で、友だちのこと、勉強のこと、進路のこと、性に関する事、経済のことなど抱える悩みは多岐にわたり、いじめなどに代表されるように、時にその問題は深刻化します。一方で、家族や地域社会の絆が希薄になり、日常生活で子どもが悩みを気軽に相談できる相手が十分いるとは言えない状況があります。アンケート調査（P. 24 「子どもの自己評価」より）では、自分を肯定的に評価している子どもの割合は小学生では比較的高く出ているものの、中学生になるとその割合は下がり高校生になっても低い割合を維持しています。

思春期の子どもは、心とからだのバランスが崩れやすくもろい反面、親からの自立を願う気持ちの間で揺れ動き、悩みがあってもその心のうちを容易に親には相談できずにいます。子どもが、地域社会の中で様々な人々と出会い、悩みを相談したり語り合ったりする場が必要です。

子どもが自分を信じる力が持てるよう、地域の中の大人の温かい見守りの中で、主体的に活動できる場や子どもが自ら相談できる場を確保していきます。

さらに、児童虐待やいじめなどの子どもの権利侵害が予防され、早期に対応が図れるよう、各種の相談窓口の充実や救済の仕組みづくりに向けた対策の検討を行っていきます。

## **施 策**

### **I-2-(1)**

#### **子どもが積極的に参画、活動できる機会をつくる**

子どもが主体的に活動できるような事業を実施するとともに、子どもフォーラムや子どもモニターなどにより、子どもの意見を聴く機会や話し合う場を設け、子どもの発想や願いを市の施策や地域の活動などのさまざまな取組みの中に反映させ、子どもが社会参加・参画できる機会を確保していきます。

## 取組み

### I-2-(1)-①

#### 子どもの参画の機会の推進

##### <重点的取組み 7>

取組み		子どもの参画の機会の推進			
担当課		子どもわかもの課			
具体的的事業	73	子ども フォーラム事業	こども新聞の編集・取材・施設見学等や子どもが自分らしい夢を持ち、それに向かって努力することができるようになるために、将来の自分について具体的に考え、意見交換し、発表する機会を作ります。その意見を活かし、行政に反映させる取り組みを行なっていきます。		
	74	子ども モニター事業			
	76	児童福祉館事業	18歳までの子ども達が自由に過ごしたり活動したり、楽しい体験ができるように、市内1ヶ所の児童福祉館と2ヶ所のこども館を開設しています。今後は、児童館機能をもった施設の拡充と事業の充実を図ります。		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度
子どもフォーラム、子 どもモニターの実施		施策として実現	子どもフォーラム、子 どもモニターの実施	施策として実現	→
		児童館機能施設の 整備（1か所）		児童館機能施設 の整備（1か所）	

##### <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
72	海外ホームステイ 体験	市内中高生の英語力向上と、国際感覚の醸成を目的に、姉妹都市のオーストラリア ホワイトホース市へ生徒を派遣し、ホームステイプログラムを実施しています。	国際交流協会
75	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子ども わかもの課
77	青少年会館事業	小学生以上25歳未満の人を対象に仲間づくりや学習の場を提供しています。講座などの開催も行っています。	生涯学習 推進課
78	青少年教室 (小中高生対象)	青少年自ら、芸術・文化・スポーツにかかわり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会として、また親子・地域のかかわりを重視して開催しています。	生涯学習 推進課
79	青年講座 (18歳～35歳対象)	青年に身近な課題をとりあげ学習することによって、自己表現力を高め、仲間作りを通して活力あるグループ作りをめざして開催します。	生涯学習 推進課

## I-2-(1)-② 社会とのつながりの場・機会の確保

### <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
80	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験受け入れ可能な企業リスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援しています。	指導課
81	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクトなどのパンフレットなどを配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援しています。	指導課
82	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けています。	各学校（指導課）
83	市民活動の担い手となる人材の育成に関する業務	中学生や高校生などが夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場でボランティア活動を体験します。	市民自治課
84	地域への社会奉仕活動	社会福祉施設への訪問やクリーン作戦を実施します。	各学校（指導課）
85	ゲットユアドリーム事業	地域社会で活躍するさまざまな職業や経験の大人たちと触れ合い、生き方や働き方の多様性に気づくことにより子どもが自らの可能性を信じて成長することを支援しています。	子ども わかもの課

### 施策

## I-2-(2) 子どもの不安や悩みを解消する

子どもが成長していく過程の中で、友だちのこと、家族のこと、勉強や将来のことなどについて、不安に感じたり悩んだときに、自ら安心して相談できる場などを確保します。

身近な大人や地域の大人たちが子どもの悩みや不安を受け止め、支えとなることで子どもが自己肯定感を高め、自分を信じる力を持てるよう、見守りや支援の体制を整え、支援者間の連携を深めていきます。

## 取組み

### I-2-(2)-① 気軽に相談できる場の充実

#### <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
86	教育相談・就学相談	子どもの行動、学校生活への適応性、学習、不登校などについて、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
87	家庭教育相談員	子どもの悩み事（学校のこと、家庭のこと、いじめのこと、体のこと等）の相談について、電話で受け付けます。	子ども わかもの課
88	こどもSOSカードの配布	家庭児童相談の連絡先をカードにして、子どもに配布します。	子ども 家庭相談課
89	学校教育相談	児童生徒の心の悩みの問題について適切な対応を図るため、教育相談担当教諭や養護教諭が相談にあたります。	教育研究所
90	少年相談	非行問題について、本人・保護者からの来所・電話による相談を受けています。	子ども わかもの課
91	いじめ電話相談	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめの電話相談を実施しています。	指導課
92	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について専門の相談員が相談に応じます。	子ども 家庭相談課
93	ふれあい相談室 (おおぞら・ ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
94	中核地域生活支援センターとの連携 (ほっとねっと)	千葉県が民間に委託して行なっている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
95	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども（者）やその家族からの総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
96	発達に関する相談・ 診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)

## I-2-(2)-② 社会適応の難しい青少年への支援の充実

地域の子育てに関わる支援者、団体、施設によるネットワークの構築を推進し、各団体間の連携を強化していきます。その中でも、学校や家庭だけでは支えきれない子どもへの支援を強化・充実するために、学校を中心とした家庭と地域の連携を充実させます。

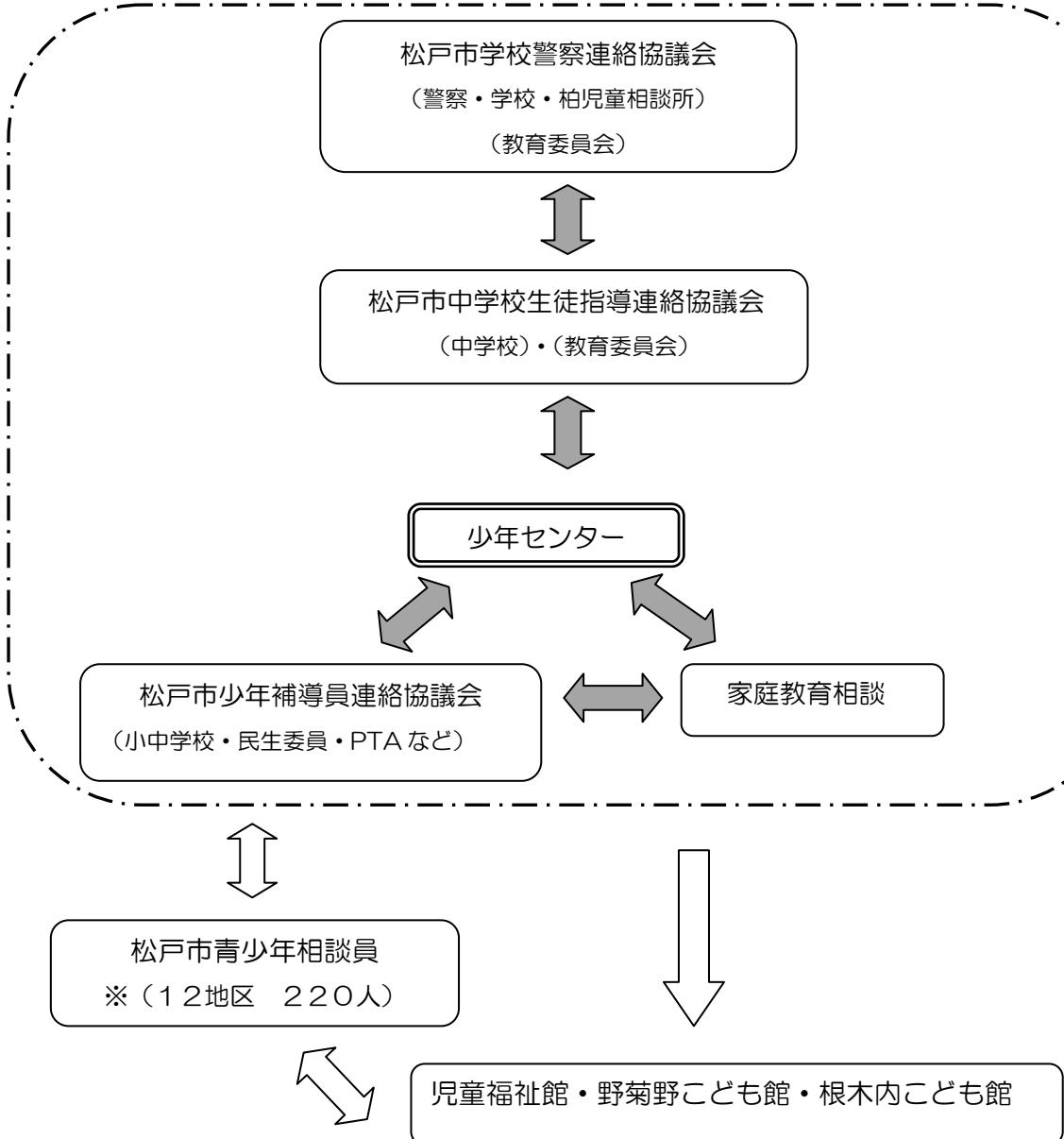
### <重点的取組み 8>

取組み		社会適応の難しい青少年への支援の充実				
担当課		子どもわかもの課				
具体的な事業	99	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応しています。また、相談員の質の向上に向けた研修を充実させていきます。			
	100	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
青少年相談員、家庭教育相談員の研修の充実						→
少年センター運営会議の機能強化	子育て・教育関連機関との連携による地域会議の強化					→
						→

### <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
97	適応指導教室	主に不登校について教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、学校復帰をめざして、支援する教室を運営します。	教育研究所
98	青少年の健全育成事業 (非行防止)	少年補導員の協力を得て、街頭補導活動を行い注意や助言を行ないます。	子どもわかもの課

■ 少年センターと関連機関の連携 ■

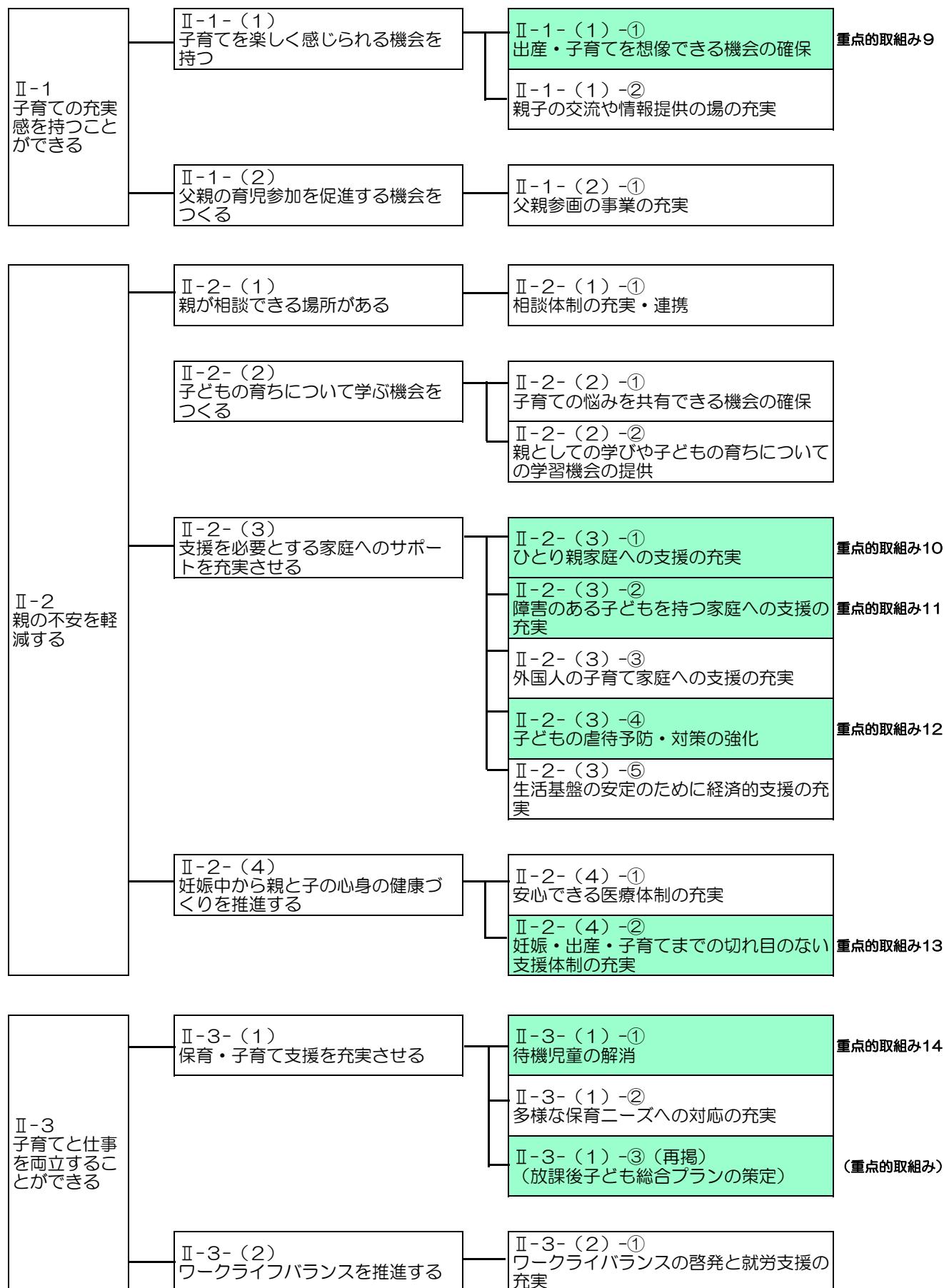


## 第2節 目標Ⅱ 家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる

### 【施策の方向】

### 【施 策】

### 【取組み】



## **施策の方向**

### **II－1**

#### **子育ての充実感を持つことができる**

乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増加しているため、子育ての楽しさや子どもの成長への喜びについて知るとともに、男女が協力して家庭を築くことの大切さに気づく機会が重要となります。また併せて、妊娠・出産、母体の健康についての正しい知識を学ぶ機会を確保することも大切です。そのため、中学校・高校と連携し、結婚や子育てを含めた自らのライフデザインを考え学べる機会を充実させていきます。

また、妊娠中から子育て中の親子まで交流ができる場を拡充するとともに、父親の育儿参加を推進する取り組みを充実させていきます。父親が積極的に関わっていくことは、子どもたちの未来が、たくましく心豊かに育つことにつながっていくと言われています。父親が家庭、しいては地域で活躍できるよう、父親同士が語り合い、つながる仕組みをつくります。

## **施策**

### **II－1－(1)**

#### **子育てを楽しく感じられる機会を持つ**

子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、出産・子育てについて想像できるような体験機会を親になる前の時期から確保していきます。

身近な地域における子育て支援の拠点として、保育所（園）、おやこDE広場、子育て支援センターなどで、多様な体験や交流できる機会を推進するとともに、子育て、地域に関する情報をわかりやすく提供できるしくみをつくり、安心して子どもを産み、ゆとりの中で子どもを育てられるよう支援の輪を広げていきます。

## 取組み

### II-1-(1)-①

#### 出産・子育てを想像できる機会の確保

##### <重点的取組み 9>

取組み		出産・子育てを想像できる機会の確保		
担当課		子育て支援課・幼児保育課・子どもわかもの課・子ども家庭相談課（母子保健担当室）		
	101	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	
具体的 事業	104	中高生と乳幼児 のふれあい体験	中高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中高校で実施していますが、実施校を増やし充実させます。	
	105	マイ保育所（園） ・マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
ママパパ学級の充実 (おやこDE広場や支援センターでの実施：年6回) ふれあい交流			ママパパ学級の充実 (おやこDE広場や支援センターでの実施：月1回) ふれあい交流	→
中高生と乳幼児のふれあい 体験の拡大実施 (1か所)	中高生と乳幼児 のふれあい体験 の拡大実施 (2か所)	→	中高生と乳幼児 のふれあい体験 の拡大実施 (2か所)	→
	マイ保育所の実施 (3か所) マイ広場の実施 (4か所)	マイ保育所の拡大 (3か所) マイ広場の拡大 (4か所)	マイ保育所の拡大 (3か所)	→
				→

## <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
102	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録すものです。(妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等) 交付の際は、保健師が面接し、必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
103	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課

**活動事例**

**中高生と赤ちゃんのふれあい体験事業**  
～学校の家庭科授業の中で～

<事業内容>

中高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、赤ちゃんと触れ合うプレママ・パパ体験を中学校・高校と協力して実施しています。  
 「命の尊さや性について」の話を聞いたり、乳幼児とその保護者とのふれあいや交流をします。その際は、おやこDE広場のスタッフが、学生と親子をつなぐなど、より良い体験となるようサポートしています。

<実施校>

平成26年度：県立松戸南高校、松戸向陽高校、市立松戸高校、旭町中学校

<参加者の声（一部抜粋）>

高校生の声：赤ちゃんと触れ合った経験がなかったので、抱っこした時の柔らかさや温かさを感じ、優しい気持ちになった。

自分の親にも自分の子どもの頃の話を聞きたくなかった。

親は大変な思いをして私を育ててくれたと感じた。

保護者の声：普段ふれあうことのない年代の高校生と交流でき、貴重な体験、いい刺激になり、これから子育てに元気をもらった。



## II-1-(1)-② 親子の交流や情報提供の場の充実

### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
106	★地域子育て支援拠点事業（おやこD E広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
107	保育所・保育園の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課
108	子育てホームページ（まつどあ）	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てホームページを管理・運営します。 インターネットを活用して個人個人に必要な情報の提供や知りたい情報が的確に取得できるシステムを構築します。	子育て支援課
109	子育てガイドブックの発行	わかりやすい子育て情報を掲載した子育てガイドブックを発行します。	子育て支援課
110	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
111	まつど子育て応援大作戦事業～まつドリーム事業	子育てをすることが楽しく幸せに感じることができるように、ホームページでの情報提供を行うとともに、市内商業施設・地域の方々などと連携し、子どもを温かく見守り、子育てを応援する取組みを構築します。	子育て支援課 市民課 I T推進課 商工振興課
112	★利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこD E広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
113	おやこっこクラブ	親子間のコミュニケーションを深める一助となることを目的に講座を実施しています。	生涯学習推進課
114	まつどまなびいネット	市内で行われる生涯学習活動や家庭教育学級に関する情報を集約し提供しています。	生涯学習推進課

## 活動事例

### 子育てホームページ事業

#### <事業内容>

市内の子育て情報をわかりやすく掲載した子育てホームページ「まつどあ」です。

- 「子ども連れのおでかけレポート」や「季節に合わせた特集記事」、「おしゃべりひろば」などを掲載、子育て情報メール「こどもあ」も配信しています。
- 個人専用の「myまつどあ」ページもあります。住んでいる地域や子どもの年齢に合わせたイベント情報や子育て支援サービスを知ることができたり、子どもの成長記録や日記をつけたり、カレンダーで予定管理をすることもできます。

### 子育てガイドブックの作成・配布

#### <事業内容>

市内の子育て関連情報（子育て支援施設、公園、医療機関、手当てや助成、防犯に関する情報など）を一冊にまとめ、子育てに関する一元的な情報提供を行っています。作成会議（子育て中の保護者に参加を依頼）を開き、内容等を適宜更新しています。

配布先：子育て支援課、保健福祉センター、市民課・支所、おやこDE広場や子育て支援センター等に設置しています。



## **施策**

### **II-1-(2)**

#### **父親の育児参加を促進する機会をつくる**

妊娠婦にとって、妊娠・出産は、心と身体に大きな変化があるため、こころの健康についてのサポートが大切となります。妊娠中の母親への支援のみならず、父親の子育てへの積極的な参画を促していくことで、母親が子育てへの不安や悩みをひとりで抱えない環境づくりを行っていく必要があります。また、父親自身が子育てに参画する喜びを感じるとともに、子育て中の父親同士の交流や地域に根ざした活動へと広がっていく仕組みづくりを展開します。

## **取組み**

### **II-1-(2)-①**

#### **父親参画の事業の充実**

#### **<推進事業>**

事業名称		概 要	担当部署等
115	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
116	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
117	子どもから広がる地域づくり事業（パパ講座）	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動をします。	子育て支援課

## **施策の方向**

### **II-2**

#### **親の不安を軽減する**

松戸市では、誰もが抱える子育てへの不安を少しでも解消するため、相談支援体制の整備や子育て世代の仲間づくりの推進、地域の支援者や専門機関につなぐなど、子育て環境の整備を進めてきました。今後も、地域の身近な場所で気軽に相談できる場の充実を図り、相談機関の横のつながりを強化し、重層的な支援となるよう、日々の活動のきめ細かな連絡、情報共有を大切にした活動を展開します。

## **施策**

### **II-2-(1)**

#### **親が相談できる場所がある**

地域の身近な場所で、子育てに関する情報入手や相談が気軽にできる場を充実させていきます。また、関係機関の連携を強化し、効果的な情報提供・相談対応ができる体制づくりを図ります。

## **取組み**

### **II-2-(1)-①**

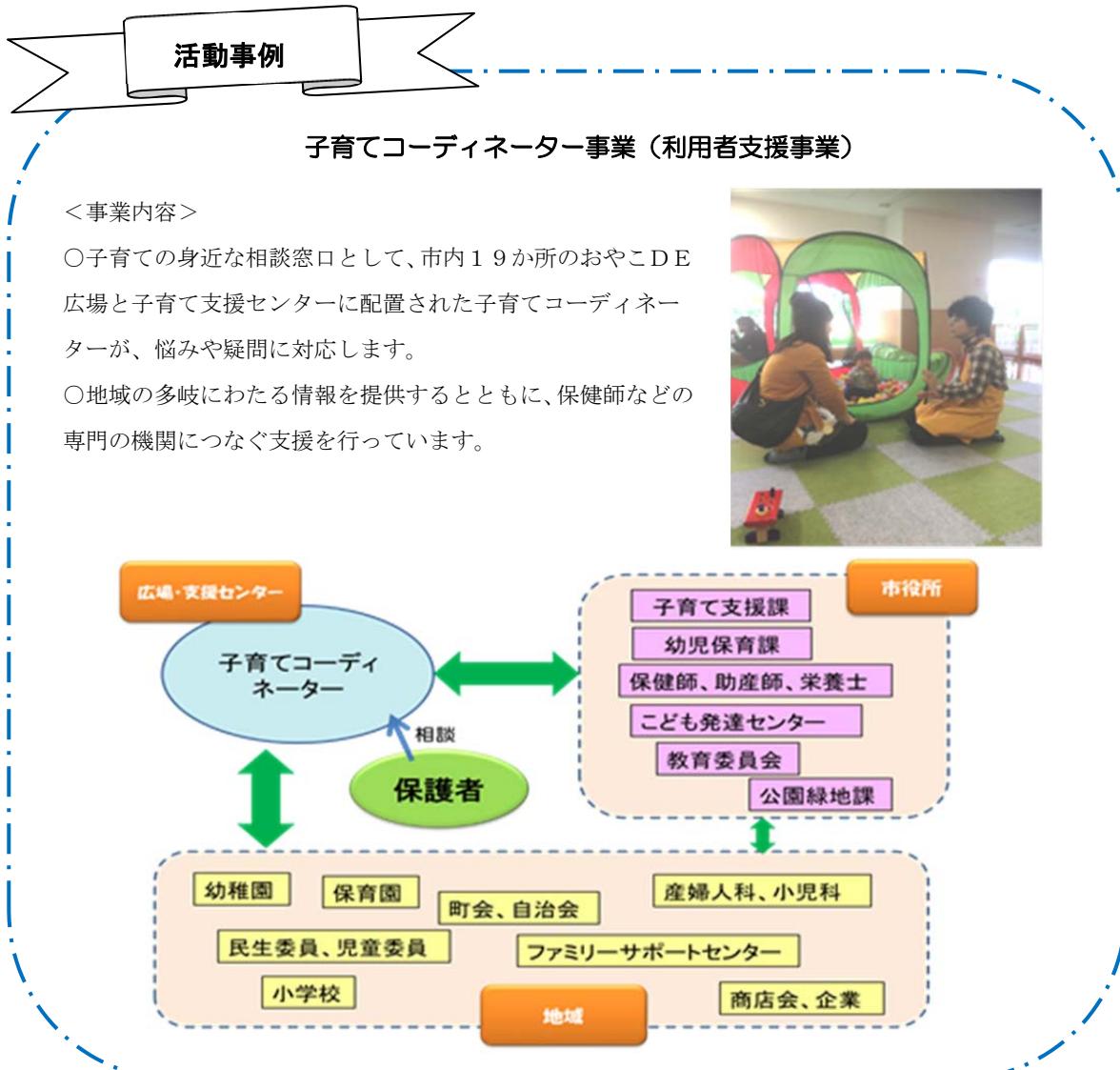
#### **相談体制の充実・連携**

#### **<推進事業>**

事業名称		概 要	担当部署等
118	家庭児童相談	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
119	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
120	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の健康相談室に常駐し、母子健康手帳、育児相談、健康相談、健診等各種届出などを行っています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
121	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課

事業名称		概 要	担当部署等
122	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)
123	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
124	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
125	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
126	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
127	少年センターの機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。	子どもわかもの課
128	ゆうまつどころの相談	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、職場や近所の人間関係などで悩んでいる女性を対象に、専門の女性カウンセラーが相談を行います。	男女共同参画課
129	児童家庭支援センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け、対応します。他機関との連絡調整などを総合的に行います。	子ども家庭相談課
130	ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課

事業名称		概 要	担当部署等
131	中核地域生活支援センターとの連携(ほっとねっと)	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
132	松戸市基幹相談支援センターCoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課



## 施策

### Ⅱ-2-(2) 子どもの育ちについて学ぶ機会をつくる

親が祖父母や近隣住民などの多くの人々と関わる中で、子育ての知恵を学ぶという機会が失われつつあり、子育て家庭の孤立化が指摘されています。親が子育てに不安や困難さを感じつつ、解消されないまま抱え込む状況があり、育てにくさを感じている人が増えています。そのため、子どもの育ちと親自身の成長を支援するため、ライフステージにあわせた学びの場、仲間づくりなどを地域の子育て支援施設や地域の支援者とともに充実させていきます。

保育所（園）、おやこDE広場、子育て支援センターなどが、子育て中の親子にとって気軽に立ち寄れる遊び場・交流の場となり、その中で専門職による相談や助言が受けられるような体制を整えていきます。

## 取組み

### Ⅱ-2-(2)-① 子育ての悩みを共有できる機会の確保

#### ＜推進事業＞

事業名称		概要	担当部署等
133	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
134	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
135	マイ保育所（園）・ マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
136	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。メールや電話での相談も受けています。	子育て支援課
137	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
138	保育所・保育園の地域交流	保育所（園）の児童と地域の乳幼児との交流や保育所（園）の行事への参加、子育ての相談などを行っています。	幼児保育課

139	子育て支援センターのサークル支援事業	子育て支援センターでは、サークルについての相談の受付やサークル同士の交流について支援をしています。	子育て支援課
事業名称		概 要	担当部署等
140	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課

## II-2-(2)-②

### 親としての学びや子どもの育ちについての学習機会の提供

#### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
141	個育てサロン	親子で、個性を育む絵本や雑誌・図書をみたり、語り合ったりする場を設けています。	男女共同参画課
142	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめています。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
143	マイ保育所（園）・マイ広場	地域の身近な保育所（園）・おやこDE広場・子育て支援センターに妊娠中から登録して、子育ての心配なことや子どもとの関わりなど、専門職による継続的なサポート体制や子育てコーディネーターが必要に応じて専門機関につなぐ仕組みを構築します。	幼児保育課 子育て支援課
144	★地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場・子育て支援センター）	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座・サークル支援なども行っています。	子育て支援課
145	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりを行っています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
146	離乳食教室	生後4~5か月頃の赤ちゃんをもつ親を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての説明と離乳食の作り方を実演します。	健康推進課
147	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
148	わんぱく歯科くらぶ	虫歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を2歳から3歳5か月までの時期に（3回）実施します。	健康推進課
149	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。（保健師：子どもの育ちなど、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
150	親のための性教育	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように取り組んでいきます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室) 男女共同参画課

151	家庭教育学級	家庭の教育力向上支援の一環として、幼児期、小学校、中学校とそれぞれの成長に応じたテーマや目的をもった学習の場を開設しています。	生涯学習推進課
-----	--------	---	---------

## 施策

### II-2-(3)

#### 支援を必要とする家庭へのサポートを充実させる

子育てをしている保護者の孤立感、負担感が高まっているといわれる中、各種支援と結びつきにくい子育て家庭や、障害や外国籍など特に配慮の必要な子どもと家庭、また学校や家庭だけでは支えきれない子どもへの支援を強化、充実していきます。さらに、支援者同士が網の目のように連携をとることができる地域づくり、人づくりの仕組みを充実させていきます。

## 取組み

### II-2-(3)-①

#### ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の経済的格差が児童の学力や進学、就職に影響を与えることがないよう、またその保護者の孤立や不安が解消されるように、それぞれが抱えるさまざまな課題に対して、総合的な支援ができる体制を整えていきます。

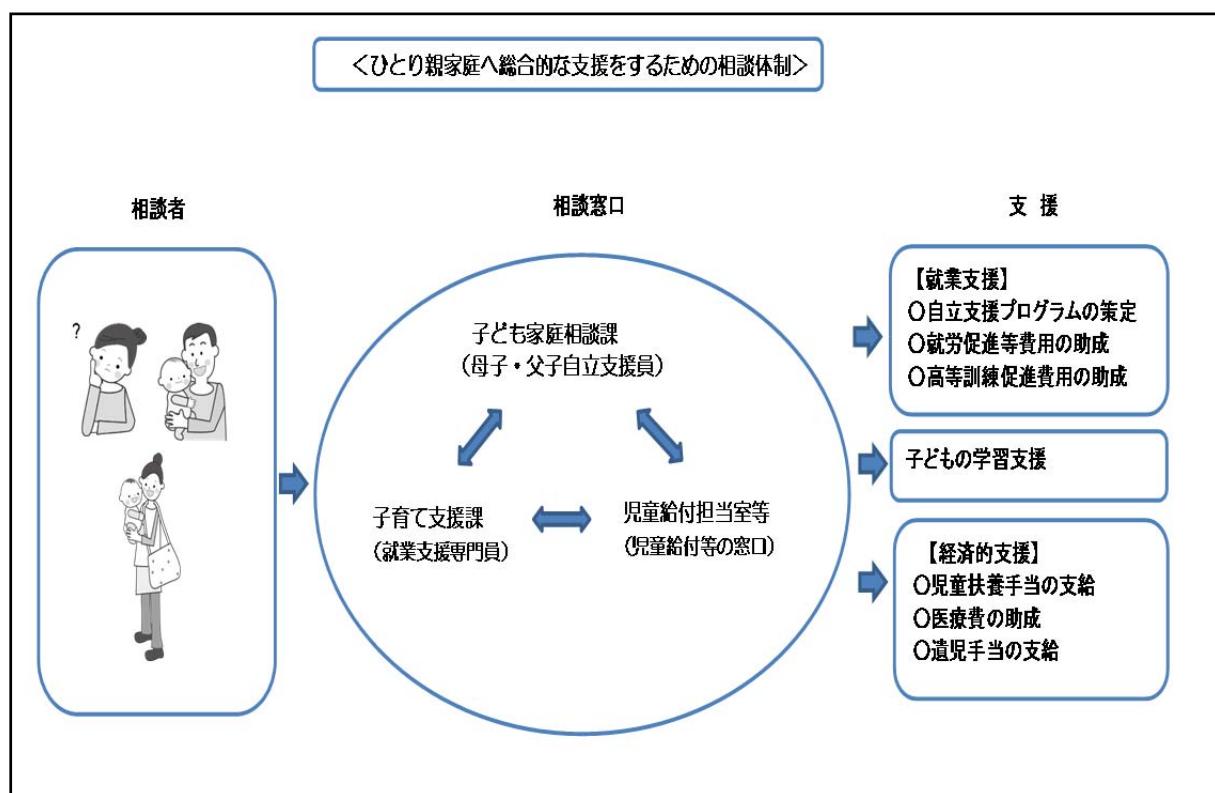
「ひとり親家庭への支援の充実」をひとり親家庭の自立支援計画として位置づけます。

## <重点的取組み 10>

取組み		ひとり親家庭への支援の充実		
担当課		子育て支援課・子ども家庭相談課・生活支援一課		
具体的 事業	152	ひとり親家庭に対する相談支援の充実	多様な相談に対して、各部署で実施する就業支援、学習支援、経済的支援がつながるよう、総合的な支援のための相談体制を整備します。	
	153 154 155	経済的支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当、医療費助成、遺児手当を支給し、子どもの福祉の増進を図ります。	
	156 157 158	就業支援の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、自立支援プログラム策定により自立・就労支援を行います。就労促進等費用や高等訓練促進費用の助成により、生活の負担の軽減を図ります。	
	159	子どもの学習支援 (生活困窮者対象)	「貧困の連鎖」を防止するとともに健全な育成を目的として、子どもの居場所提供及び学習支援、カウンセリングを実施します。	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ひとり親家庭に対する相談支援の連携	総合相談体制の構築			→
児童扶養手当、医療費助成、遺児手当等の経済的支援の充実				
自立支援プログラム策定をはじめとする就労支援の拡充	プログラム策定者 (50人)  就職、転職、増収者の增加 (60人)	(50人)  (60人)	(50人)  (60人)	(50人)  (60人)
子どもの学習支援の実施 (生活困窮者対象) (2か所: 60人)	子どもの学習支援の実施 (生活困窮者対象) (3か所: 90人)			→

## <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
160	ジョイントワーク 松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課



### II-2-(3)-② 障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実

現在、障害を持つ子どもが日中過ごす場所が、主に保護者の状況によって選択されたり、子どもの状況に応じて保護者の就労が制限されたりという状況となっていることが多く、必ずしも一人ひとりの子どもにあった支援や日中の活動の場の提供がされていません。保護者が働いている、いないなどに関わらず、その子どもに必要な支援が適切に受けられるよう、地域での受け入れ態勢の整備が必要となります。

障害を持つ子どもとその家族が地域の中で安心して暮らしていくように、子どもの成長段階や保護者を取り巻く環境に応じた支援を展開できる体制づくりを目指します。

放課後や夏休みなどの長期休業時に安心して過ごすことができる居場所の整備や、障害を持つ子どもが過ごす場において、子どもに関わる職員などが専門的な助言を受けら

れるしくみをつくるなど、相談支援体制を充実していきます。

## ＜重点的取組み 11＞

取組み		障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実		
担当課		障害福祉課 ・ 健康福祉会館（こども発達センター）		
具体的 事業	165	障害児相談支援等	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行ないます。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	
	166	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスが利用できるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行っていきます。	
	167	放課後等デイサー ビス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休みなどの長期休業中において、生活能力向上のための訓練などを行います。新たな事業所の増加に伴い、利用場所が選択できるよう整備体制を整えていきます。	
	168	保育所等訪問支援 事業 (障害児通所支援)	保育所やその他の児童が集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。今後、訪問先施設との連携を図っていきます。	
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度
障害児相談支援等 事業者の新規参入 促進				→
児童発達支援(※) (障害児通所支援) 117 実人／月		123 実人／月	129 実人／月	→
放課後等デイサー ビス (※) (障害児通所支援) 319 実人／月		335 実人／月	351 実人／月	→
保育所等訪問支援 事業 (※) (障害児通所支援) 2か所		2か所	2か所	→

※第4期 松戸市障害福祉計画に記載する事業の人数です。

**<推進事業>**

事業名称		概 要	担当部署等
161	発達に関する相談・診療	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合などに医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 (こども発達センター)
162	外来療育	こども発達センターで診察を受けたこどもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフが行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
163	通園保育 (児童発達支援)	就学前の障害を持つこどもを対象とし、日々通園する中で、生活や遊びを通して主に生活面を自立に向けていくために、保育を基盤とした支援を行います。	健康福祉会館 (こども発達センター)
164	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
169	ふれあい相談室 (おおぞら・ほほえみ)	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行う相談室です。	障害福祉課
170	中核地域生活支援センター (ほっとねつと)との連携	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	障害福祉課 (千葉県)
171	松戸市基幹相談支援センター CoCo	地域における相談支援の拠点として、障害を持つ子ども(者)やその家族からの総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担います。	障害福祉課
172	心身障害児(者) 一時介護料の助成	障害児(者)を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設等に有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。	障害福祉課

173	心身障害児（者）及び付添人交通費の助成	障害児（者）及び付添人が福祉施設・学校等に通った交通費を助成します。（市内在住の方）	障害福祉課
事業名称		概 要	担当部署等
174	心身障害児入学祝金	障害のある児童が小学校に入学した時、保護者に祝金を支給します。	障害福祉課
175	特別児童扶養手当	20歳未満の障害児の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
176	障害児福祉手当	20歳未満の障害児の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母または養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
177	心身障害児福祉手当	在宅の20歳未満の障害児に対し、月額で手当が支給されます。	障害福祉課
178	障害福祉サービス等	自宅での介護（ヘルパー）や短期入所を行う自立支援給付や、余暇活動支援や家族の就労支援・介護負担軽減のための見守り等を行う地域生活支援事業等、障害児者やその家族に対して総合的に支援を行います。	障害福祉課

## II-2-(3)-③ 外国人の子育て家庭への支援の充実

外国人家庭に対する日本語支援の充実とNPO法人の協力のもと、学習支援をはじめとする相談機能を強化します。

### ＜推進事業＞

事業名称		概 要	担当部署等
179	日本語学級学習支援	松戸市国際交流協会（MIEA）で行う事業の1つで、昼・夜の部とあり、3学期制の初級日本語教室を開催しています。	国際交流協会
180	府内通訳 (英語・中国語)	府内で行政手続きや相談をする際に日本語で困っている方の通訳を行います。	文化観光課
181	外国人の子どものための学習支援	認定NPO法人の主催で、お子さんが日本語で困っているなど、同じ悩みをもつ子どもたちが集まって勉強する場を提供しています。	国際交流協会
182	外国人の子どもへの日本語指導	外国人児童生徒への日本語指導支援スタッフの派遣を行っています。	指導課

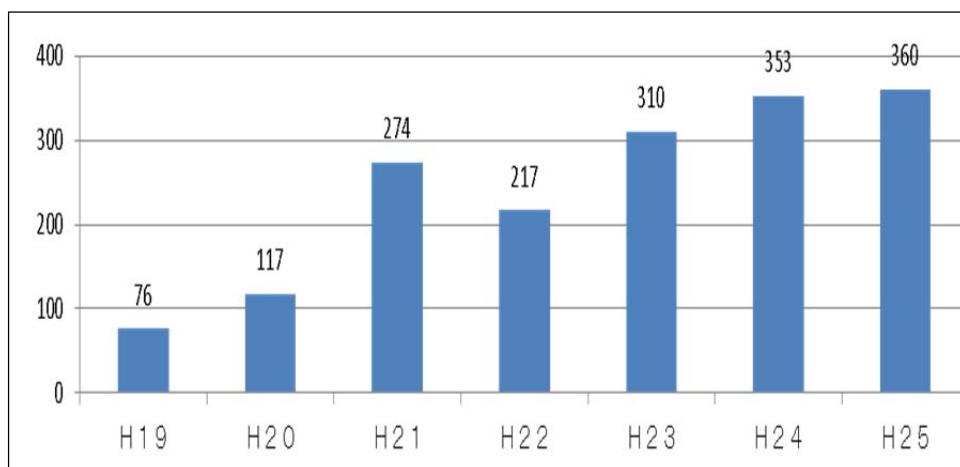
## II-2-(3)-④ 子どもの虐待予防・対策の強化

地域における子育て機能の低下が懸念される中で、家庭における育児者の負担が増加しています。相談相手や支援者が身近にいなく、育児に行き詰まり、子育てがストレスとなって不適切な育児、不当な虐待行為にまでおよんでしまうような場合も少なくありません。

松戸市の児童虐待対応件数の推移（下図）を見ても、年々増加しており、件数の約半数はネグレクトとなっており、子育てを支え見守る存在が重要となります。

支援の必要な要保護児童（虐待を受けている子どもや、様々な問題を抱えている子ども）や子育てをすることが難しい家庭において、複雑化、多様化する虐待の原因や家庭の環境に対応するため、虐待の予防・早期発見・特別な支援方法など、地域のネットワークによる取組みを強化します。

松戸市の児童虐待対応件数



## <重点的取組み 12>

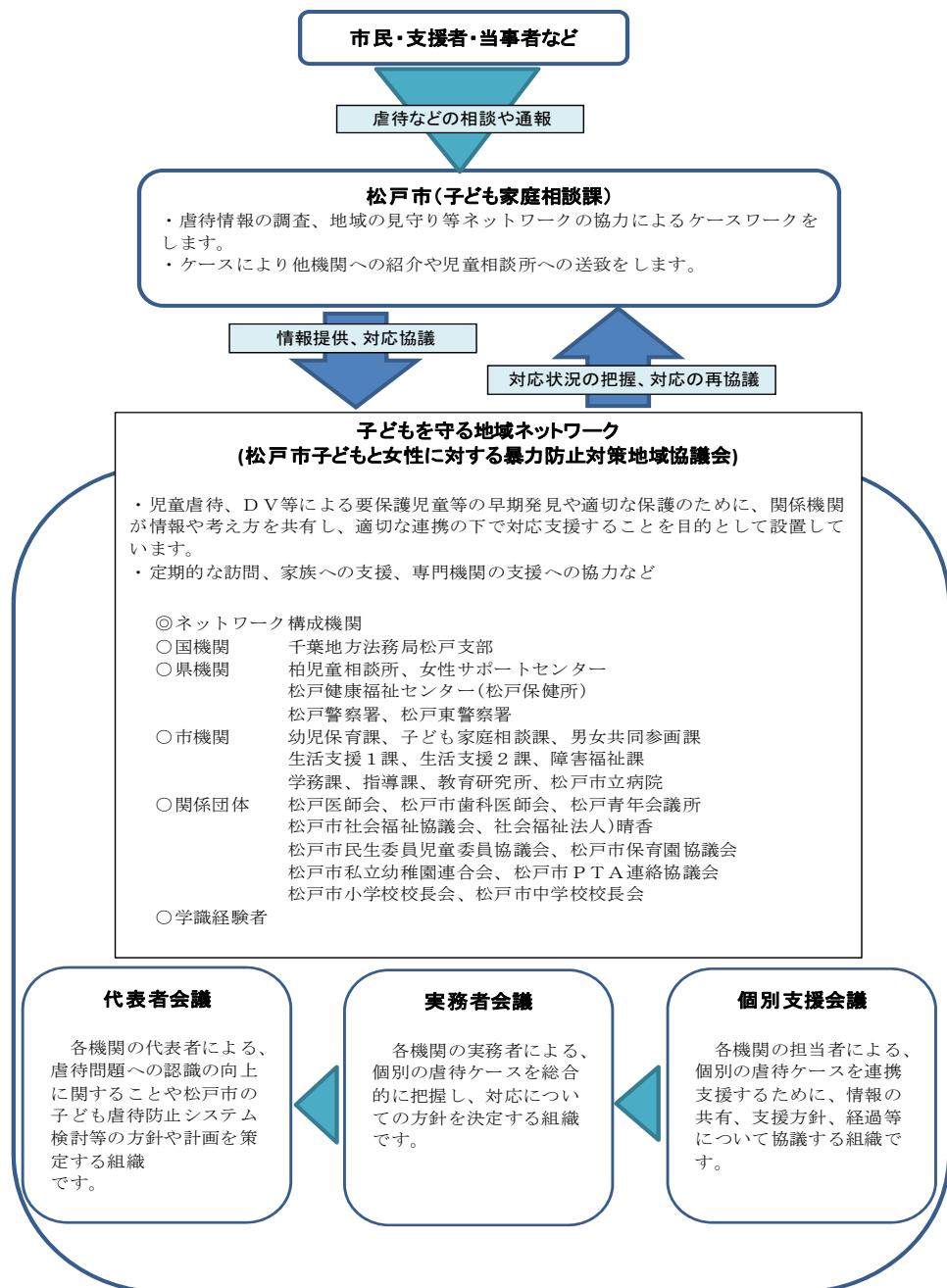
取組み		子どもの虐待予防・対策の強化			
担当課		子ども家庭相談課			
具体的 事業	186	★子どもを守る地域 ネットワーク（松戸市 子どもと女性に対する 暴力防止対策地域 協議会）機能強化	松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会の機能強化を図るために、ネットワーク構成員の専門性強化と、地域住民への周知を図る取組みの充実を図ります。		
	187	要支援家庭の相談・ 支援体制の構築	児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、虐待原因の排除に向けた相談などの支援の充実及び居所不明児の対応と地域の関連機関の連携による見守り体制を構築します。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子どもを守る地域 ネットワークの機 能強化					→
要支援家庭の相談・支援体制の構築 ・相談員の体制の強化 ・居所不明児における各課の連携 (母子保健担当室や幼児保育課、教育委員会等)		予防のネットワ ーク構築			→

## <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
183	★養育支援訪問 事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
184	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)

185	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。（保健師、看護師等）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
事業名称		概 要	担当部署等
188	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしたりしています。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
189	児童家庭支援センターとの連携	児童に関する家庭などからの相談を受け対応します。他機関との連絡調整などを総合的に行います。	子ども家庭相談課

## <虐待対応の体制図>



## II-2-(3)-⑤ 生活基盤の安定のために経済的支援の充実

家庭の生活基盤や経済基盤の安定をはかるため、児童扶養手当等の経済的支援を推進します。

### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
190	児童手当制度	児童の健全育成を図るため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を支給します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
191	子ども医療費助成制度	中学校修了前の児童の医療に要する費用を負担するその保護者に当該費用の全部または一部を助成します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
192	幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する児童を持つ保護者へ、保育料にかかる負担を軽減するために補助をします。	幼児保育課
193	私立幼稚園児補助金	私立幼稚園に通園する児童を持つ保護者へ、教材等に係る負担を軽減するために補助します。	幼児保育課
194	私立幼稚園振興費補助金	私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園設置者に対し補助をします。	幼児保育課
195	入院助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる人が、受けられる制度です。	子ども家庭相談課
196	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産一時金を支給します。	国民健康保険課
197	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していく、前年の所得が制限未満である家庭に対し、保険医療費の自己負担額に対して助成します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
198	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父親または母親と生計を共にしていない、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童をもつ保護者に支給します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
199	遺児手当	交通事故等により、両親又は片親をなくした義務教育終了前の遺児を扶養している保護者に支給します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
200	高等学校修学資金・松本清奨学金	経済的な理由で児童を高等学校等に修学させることが困難な家庭を対象に、修学に必要な資金を交付します。	子育て支援課 (児童給付担当室)

201	高等学校入学資金 貸付制度	経済的理由により高等学校(高等専門学校を含む)への入 学が困難な家庭を対象に、入学資金をお貸します。	子育て支援課 (児童給付担当室)
-----	------------------	---	---------------------

## 施策

### II-2-(4)

#### 妊娠中から親と子の心身の健康づくりを推進する

妊娠中から心身の健康づくりを行うことは、子どもの健やかな発育とより良い生活習慣を形成することにつながり、親と子の生涯にわたる健康の出発点ともいえます。

母子健康手帳の交付からはじまり、妊娠婦健康診査、乳児家庭全戸訪問（新生児訪問、未熟児訪問含む）、乳幼児健康診査などの母子保健事業を通じて、妊娠中から相談支援のできる保健師が中心となり、産科医療機関をはじめとする各関係機関や地域と連携し、包括的な支援を展開するためのネットワークを構築し、育児支援や要支援家庭の早期発見、早期支援の取組みを推進していきます。

母子保健の取組みについては、今後、母子保健事業計画を策定し、事業を推進していきます。

## 取組み

### II-2-(4)-①

#### 安心できる医療体制の充実

多くの保護者が子どもの急病時などの対応に不安を抱えており、夜間小児急病センター、休日の待機病院・在宅当番医などの体制を整えることで、安心して子育てができる環境づくりの柱となっています。引き続き、市立病院と医師会との連携による体制強化を図ります。

事業名称		概 要	担当部署等
202	市立病院 小児医療 センター	新生児を含む小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科、新生児科の3つの柱に、平成23年4月に小児心臓血管外科、平成26年4月に小児脳神経外科を加え、院内各科や地域の医療機関と連携しながら、重症な状態のお子さんの診療を行う小児医療センターを開設しています。また、平成26年4月より、小児集中治療室(PICU)を一部開床しています。	市立病院) 経営企画課
203	市立病院 地域周産期母子 医療センター	現在、市立病院では、母体搬送ネットワーク連携病院として、産婦人科と新生児科の連携により、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応していますが、今後より総合的な体制のもとで、一貫した周産期治療が行えるよう、千葉県からの地域周産期母子医療センターの認定に向けて取り組んでいます。	市立病院) 経営企画課

204	夜間小児急病センター	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに受診できる夜間小児急病センターを、松戸市医師会、松戸市薬剤師会、松戸市立病院の協力のもとで、毎日開設しています。	地域医療課
-----	------------	--	-------

### ＜推進事業＞

事業名称	概 要	担当部署等
205 休日土曜日夜間歯科診療所	松戸歯科医師会の協力のもとで、急な歯痛等の応急歯科診療が受けられる休日土曜日夜間歯科診療所を土曜日・休日・年末年始等の夜間に開設しています。	地域医療課

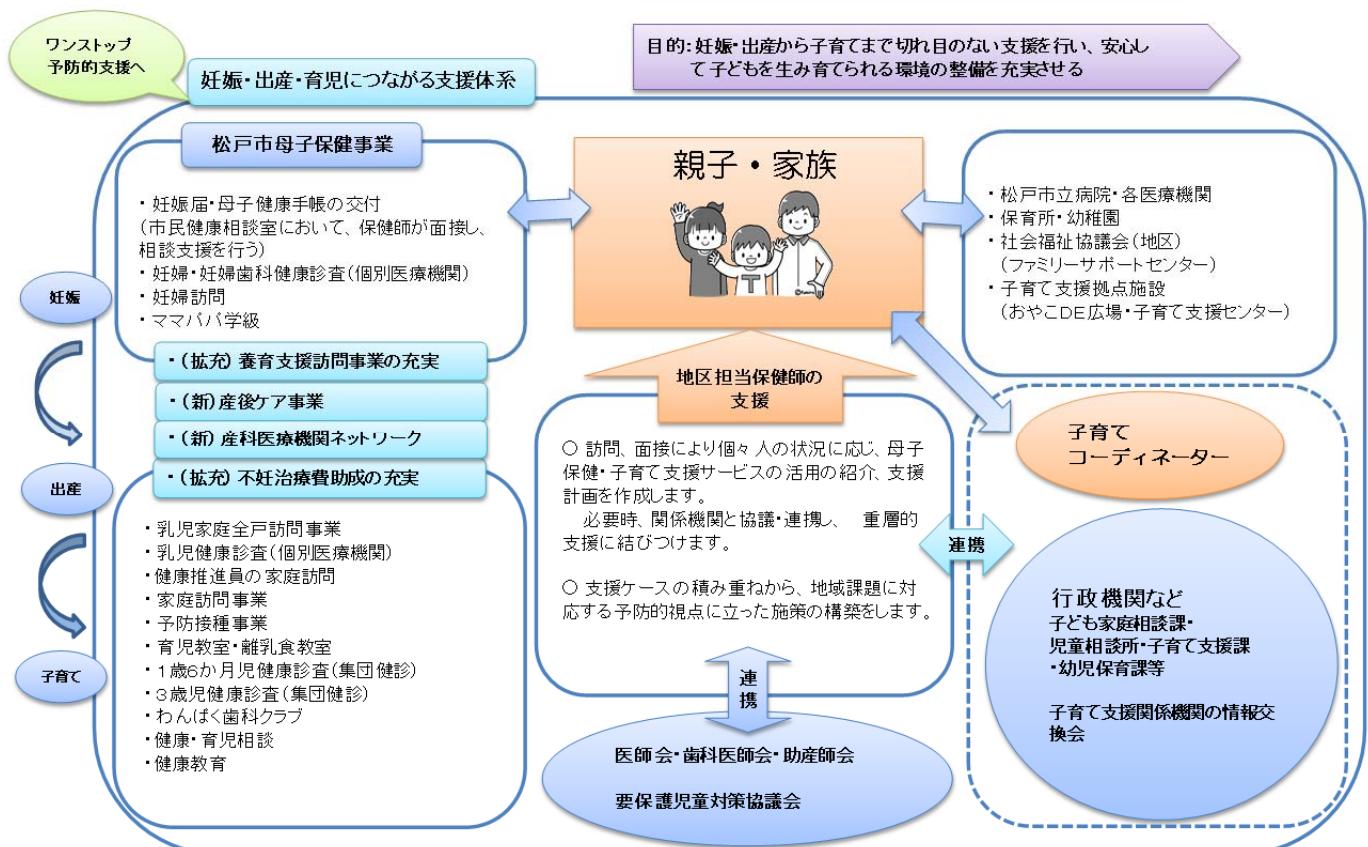
### II-2-(4)-②

#### 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実

妊娠中は、出産後の子育てまで考えが及ばない場合もあり、特に初妊婦や出産後に両親の協力が得られない時は、不安を抱えながら子育てを行うことにつながりやすい状況が見受けられます。そのため、妊娠から出産までの支援を保健師がコーディネートする体制をつくり、特に、産後ケアの充実として、母親自身のセルフケアの向上や赤ちゃんのいる生活に慣れるための支援、母親の孤立を防ぐための仲間作りや情報提供を充実させます。

また、産科医療機関との連携を強化し、関係機関とのネットワークの構築を進め、妊娠婦の支援の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

#### ＜妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制図＞



<重点的取組み 13>

取組み		妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実		
担当課		子ども家庭相談課（母子保健担当室）		
具体的 事業	208	産後ケア事業	産後の親子の支援として、産科医療機関やファミリー・サポート・センターなどの関係機関と連携しサポート体制を充実します。	
	217	出産直後の育児支援事業	出産直後の育児支援を希望する家庭に訪問して、家事や育児の支援を行います。	
	222	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、治療費の一部を助成します。国県の助成に上乗せを行うとともに、所得制限で対象となっていない方に助成を行うなど、さらに治療を受けやすい環境の整備を行います。	
	223	市内産科医療機関とのネットワーク構築	平成26年度から開始した助産師との懇談会をベースに、医師・助産師との顔の見える関係に取り組むことで、情報の共有と相談体制の充実を図ります。	
	224	★養育支援訪問事業	育児支援や家事援助などが必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市内産科医療機関とのネットワーク構築	参加医療機関の拡大			
産後ケア事業 ○出産直後の育児支援事業の提供会員数の拡充 (150人)	(210人)	(240人)	(270人)	(300人)
○養育支援家庭訪問事業の充実 (支援員の拡充と研修体制の充実・関係機関との連携強化)				
○産後ケア体制の検討	→	産後ケア体制の構築		→
特定不妊治療費支給対象者拡大				→

## <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
206	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。 (妊娠中の健診や子どもの健康診査、予防接種等) 交付の際は、保健師が面接し、必要に応じた相談、支援を行います。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
207	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、産科医療機関が実施するマタニティクラスやおやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供の充実を図ります。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
209	★妊婦健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
210	妊婦歯科健康診査	妊娠期間中1回、市内の歯科委託医療機関で無料で健康診査を受けられます。	健康推進課
211	育児教室	概ね1歳までの赤ちゃんと親を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合い、仲間づくりをしています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
212	★乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
213	健康推進員の家庭訪問	市から委嘱された健康推進員が、各担当地区の乳児の家庭訪問を行います。市民と市のパイプ役となって、市民の健康づくりのお手伝いをします。	健康推進課
214	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチフレーズに3つの基本目標からなる「第2次松戸市食育推進計画」を平成26年8月に策定し、食育を進めています。	健康福祉政策課
215	乳幼児健診	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節検診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施しています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
216	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	健康推進課

事業名称		概 要	担当部署等
218	★利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	おやこD E 広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
219	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。(保健師: 健康・育児全般、栄養士: 食生活、歯科衛生士: 歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
220	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて家庭に訪問して相談に応じています。 (保健師、看護師等)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
221	健康教育	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施します。 (保健師: 子どもの育ちなど、栄養士: 食生活、歯科衛生士: 歯と口腔の健康)	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
225	わんぱく歯科 くらぶ	虫歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を2歳から3歳5か月までの時期に（3回）実施します。	健康推進課
226	口腔保健教室	歯と口腔の健康のための歯科保健指導を行います。	健康推進課
227	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園等での実施を進めています。	健康推進課

## **施策の方向**

### **II-3**

#### **子育てと仕事を両立することができる**

女性の就業率の上昇、育児休業制度の充実などにより、出産後も保育所等を利用して働き続けたいという女性の増加により、保育所への入所希望者は年々増加傾向にあります。また、就労形態の変化に伴い、保育ニーズも多様化してきています。

子育てと就労が両立できるように、保育所や放課後児童クラブの待機児童を解消する取り組みや、多様な保育ニーズへの対応策を充実させていきます。保護者が安心して預けることができ、子どもの成長を支えて行けるよう、質と量の両面から整備を図っていきます。

女性でも就労の継続を諦めることなく子どもを産み育てることができるよう、働きながら子育てしやすい子育ての環境づくりを推進していきます。

## **施 策**

### **II-3-(1)**

#### **保育・子育て支援を充実させる**

子どもの健やかな成長と就労の両面を支える保育所・保育施設の整備は、働く女性の増加に伴い待機児童が増加しているなか、喫緊の課題となっています。最近では、0歳児の子どもの保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げたりする状況が見られます。育児休業満了時から保育所等に入所ができ、安心して子育てと就労を両立できるよう、待機児童の解消に向けた取り組みや保護者のニーズに応じた取組みを積極的に進めています。

また、保護者の働き方の変化に左右されることなく、継続して通うことができる認定こども園について、保育内容などの検討を行い推進していきます。保護者にさまざまな保育の利用の仕方や子育て支援の情報を提供し、利用についてサポートをする仕組みを整えていきます。

## 取組み

### II-3-(1)-①

#### 待機児童の解消

#### <重点的取組み 14>

取組み		待機児童の解消		
担当課		幼児保育課		
具体的 事業	228	保育所の整備	待機児童の解消に向け、保育需要に応じた認可保育所の整備を民間の活力を活かし推進していきます。また、児童の安全確保の為、保育所の耐震化対応等の老朽化対策を推進します。保育機能面の整備も地域ごとに行っていきます。	
	229	小規模保育事業	0~2歳のお子さんを対象に、少人数（定員6~19人）で預かる保育事業で、新制度における「地域型保育」事業の一つに位置づけられています。	
	230	幼稚園の預かり 保育の整備	在園中のお子さんを対象に幼稚園の通常の時間以外に別料金で保育を行なっています。在園児保護者の就労支援につながるよう事業を拡充していきます。	
	231	★利用支援コン シェルジュの設 置	多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じて的確な施設等の利用案内を行ないます。	
	232	潜在保育士再就 職支援事業	潜在保育士の再就職に向けた研修を実施し、市内の保育所（園）での就労をサポートし、保育士確保を図ります。	
	233	認定こども園の 推進	幼稚園と保育所等が就学前の子どもの教育・保育を一体的に行なう認定こども園について、教育・保育内容や運営等について研究、推進を図ります。保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができる認定こども園の普及に努めます。平成31年度までに23か所の幼稚園・保育所（園）等から認定こども園への転換を図ります。	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所の整備※				→
小規模保育事業 整備※	—			→
幼稚園の預かり 保育の整備※				→
利用支援コンシ ェルジュの設置 (1か所)		(1か所)	(1か所)	
潜在保育士再就 職支援研修実施				→
認定こども園推 進拡大(1か所)				(計23か所)

\*詳細は第5章第4節に記載しています。

## II-3-(1)-② 多様な保育ニーズへの対応の充実

### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
234	★一時預かり事業 (保育所等、おやこ DE広場等、幼稚園)	幼稚園・保育所(園)・おやこDE広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課 子育て支援課
235	★子育て援助活動 支援事業(ファミリー・サポート・センター)	地域の中で、育児の援助を行いたい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。	子育て支援課
236	★子育て短期支援 事業(こどもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日養護もあり)。	子育て支援課
237	★病児・病後児保育 事業	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。(※現在、病後児保育事業のみ行っています。)	子育て支援課
238	★時間外保育事業 (延長保育)	保育所(園)等へのお迎えが基本の保育時間を超える場合に延長して保育します。	幼児保育課
239	★放課後児童健全 育成事業(放課後児童 クラブ)	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の安全安心を守り、健全育成を図るとともに、第3者評価の導入等により、質の向上をすすめています。	子育て支援課
240	★利用者支援事業 (子育てコーディ ネーター)	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課
241	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。相談のニーズが見込まれるため、障害相談支援事業の新規参入を促します。	障害福祉課 健康福祉会館 (こども発達センター)
242	放課後等デイサー ビス (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。障害を持つ子どもに必要な療育や福祉サービスがりようできるよう、必要に応じて関係機関の紹介を行なっていきます。	障害福祉課
243	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行っています。	健康福祉会館 (こども発達センター)
244	日中一時支援	障害を持つ子ども(者)の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設などで一時的に見守り等の支援をします。	障害福祉課

## II-3-(1)-③ 放課後子ども総合プランの策定（再掲）

全ての就学児童が放課後などを安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定することにより、保護者の就労などとの両立支援を目指していきます。

### <推進事業>

	事業名称	概 要	担当部署等
245	放課後子ども総合プランの策定と推進（再掲）	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後KIDSルームの計画的な整備を推進するための計画を策定、推進します。	子育て支援課

### 施 策

## II-3-(2) ワークライフバランスを推進する

子育てと就労の両立を希望する保護者に対し、就労に関する情報の提供やセミナー等の開催による就労支援を充実していきます。

また、保護者の仕事と生活のバランスがとれている家庭では、親子の触れ合う時間が持てるなど、子どもの健やかな成長にとっても良い影響が期待できます。ワークライフバランスの啓発について関係機関との連携を図っていきます。

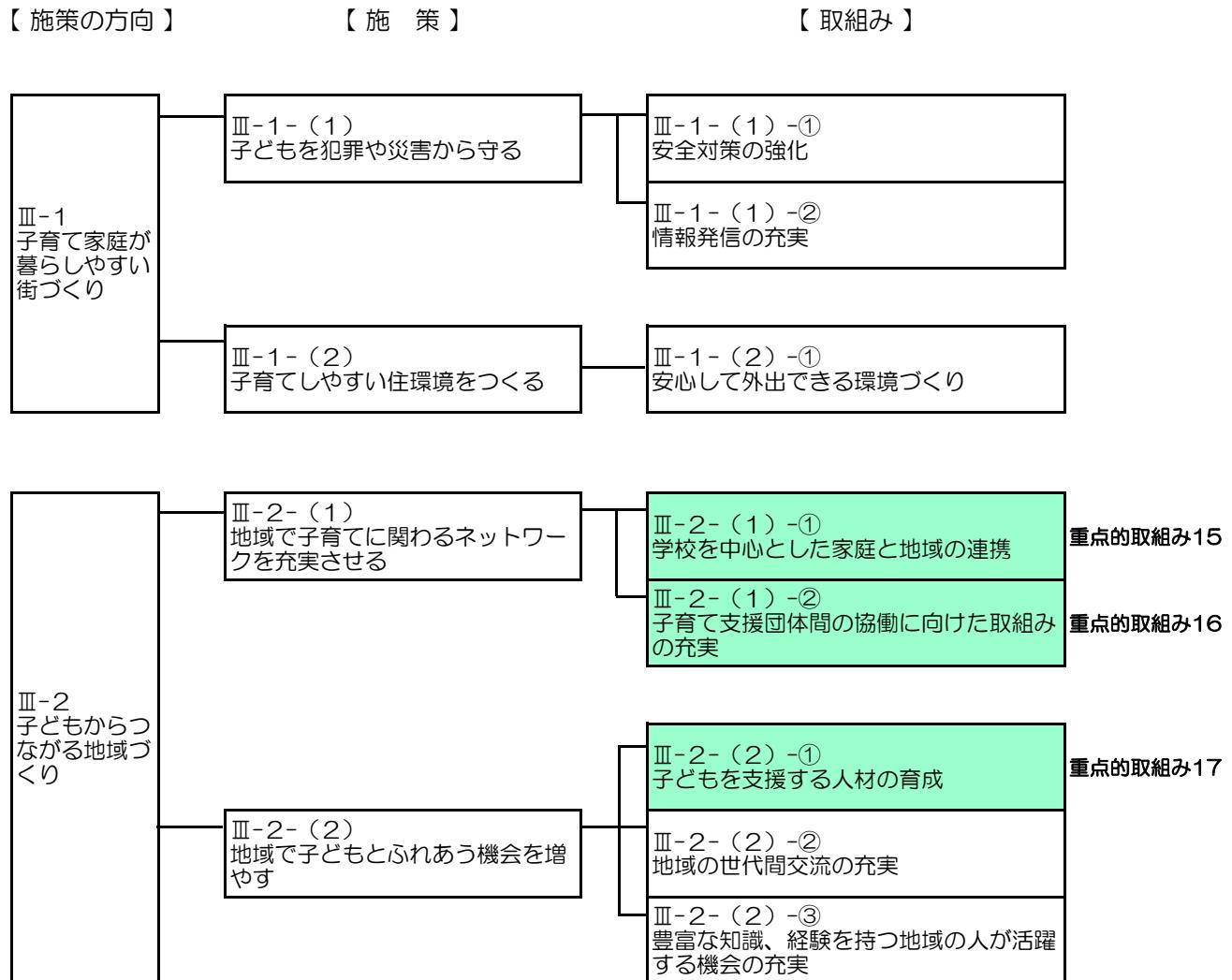
### 取組み

## II-3-(2)-① ワークライフバランスの啓発と就労支援の充実

### <推進事業>

	事業名称	概 要	担当部署等
246	就労支援事業	若者や女性を対象にした就労支援セミナーや、合同企業説明会を行っています。また、働く女性のための啓発冊子を発行しています。	商工振興課
247	労働支援事業	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラなど労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。 また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを開催します。	商工振興課
248	働きたい女性の就労支援コーナー	働きたいけど何をどうしていいのか分からない人から就職準備中の人までを対象に、幅広い情報を用意しています。	男女共同参画課
249	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	子育て支援課
250	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定し、就職支援を実施します。	子育て支援課
251	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格に係る、養成訓練の受講期間の一定期間について、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	子育て支援課
252	ジョイントワーク 松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課

### 第3節 目標Ⅲ 地域の特色と活力を生かし、子どもと家庭を支える



## 施策の方向

### III-1

#### 子育て家庭が暮らしやすい街づくり

子どもを連れていても安心して外出ができたり、身近に子どもを遊ばせたり、親同士が集えるような場の整備を推進していきます。

また、子どもが住みなれた地域の中で安心して遊んだり活動したりすることができるよう、地域の大人による見守りの体制と情報提供を充実させていきます。

## 施 策

### III-1-（1）

#### 子どもを犯罪や災害から守る

地域における自主防犯活動や防犯ボランティアなどの協力のもと、地域全体で子育てをする家庭と子どもを見守り、災害や犯罪から守る環境を整えていきます。

## 取組み

### III-1-（1）-①

#### 安全対策の強化

##### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
253	こども 110 番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や施設に、目印のプレートを貼り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	市民安全課
254	自主防犯 パトロール事業	防犯団体・町会・ボランティアなどの協力により防犯パトロールを実施しています。	市民安全課
255	学校安全ボランティア	各学校でボランティアを募集し、登下校時などに見回りを実施しています。	保健体育課
256	青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを強化しています。	市民安全課
257	町会、自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援しています。	市民安全課
258	商店会の見守り	商店会が地域の子ども達の登下校児の見守り、声かけ等を実施しています。	商工振興課
259	街頭補導	市長から委嘱された少年補導員と少年センター職員が計画的に、市内全域の盛り場・駅・公園・遊技場など、少年のたまり場と見られる場所を巡回し、「愛の一聲」の気持ちを込め補導活動を行います。	子どもわかもの課 少年センター
260	防犯カメラの設置	住宅街などの治安向上を図るために、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を推進しています。	市民安全課

### III-1-（1）-②

#### 情報発信の充実

##### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
261	安心・安全情報メール不審者情報	火災・風水害などの災害情報や不審者・犯罪情報などの緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする「松戸市安全安心情報」のメール配信サービスです。	市民安全課
262	防犯・防災・災害についての講座	「地域災害に対する備え」「地域の防犯対策について」「我が家家の耐震対策」などそれぞれの出前講座を実施しています。	危機管理課 市民安全課 建築指導課

## 施 策

### III-1-(2)

#### 子育てしやすい住環境をつくる

市内の公共施設等を中心に子どもや子育て中の保護者の視点から見直しを行い、赤ちゃん連れの保護者が安心して外出できるような「赤ちゃんぽけっと」の推進など、子育てしやすい街づくりに向け住環境の整備などをていきます。

## 取組み

### III-1-(2)-①

#### 安心して外出できる環境づくり

#### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
263	授乳おむつ替えスペース(赤ちゃんぽけっと)の提供事業	市内の公共施設などで、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設等、提供する施設を拡充します。	子育て支援課 商工振興課
264	松戸駅周辺のまちづくり	「松戸駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化、ゆとりある歩行者空間や良好な住環境の形成など、まちづくりを推進します。	街づくり課

#### 活動事例

#### 赤ちゃんぽけっと事業

市内の登録施設にて授乳・おむつ替えスペース・ミルク用のお湯の提供などを行い、子育て中の保護者の方が気軽に外出できるように、地域ぐるみで子育てを応援する取組みです。

「赤ちゃんぽけっと」として登録した施設は目印となる別紙シンボルマークを掲示しています。



赤ちゃんぽけっと実施か所数 H25 実績	
公共施設	6
こども館	2
おやこDE広場	11
子育て支援センター	4
保育所(園)	38
まつドリーム事業協力店	48
合計	109

## 施策の方向

### Ⅲ-2 子どもからつながる地域づくり

価値観の変化や住環境の限界などから、「子どもの声がわざらわしい」、「音がうるさい」などの苦情が寄せられることがあります。子育て世帯と地域との日常的な交流で、互いに地域で声をかけあい、助け合う関係が築きにくい現状があります。一方で、子どもが危険にさらされそうになる出来事や不審者なども多発しています。

市内には子どもを中心とした地域づくりに取組み、子どもが自分の住んでいる地域の大人たちとの関わりの中で地域活動を行なっているところもありますが、子ども会やスポーツチームの活動なども少子化や活動を担う人材不足により、それまでの活動が停滞せざるを得ない地域もあります。

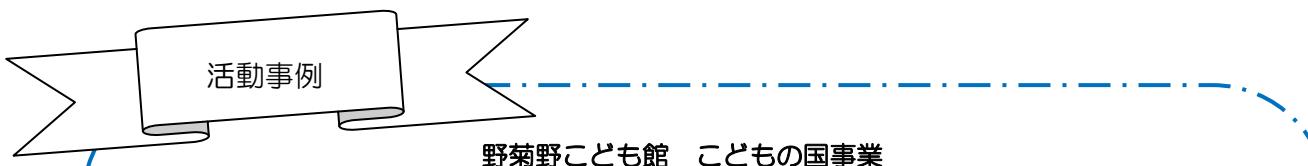
子どもは社会の宝です。子育てを親や家庭の個の問題とせずに、地域の子どもや教育・保育施設と地域住民が顔見知りになり、地域で子どもを育む気持ちが持てるような関係づくりや、地域の中で温かく見守り支える仕組みが求められています。また、地域、企業、大学、NPO、行政が互いの存在や役割を理解しあい、交流や連携、共に学ぶ機会を持つことで地域の核となり、地域の支えあいの力を高めていく必要があります。

## 施 策

### Ⅲ-2-(1)

#### 地域で子育てに関わるネットワークを充実させる

地域できめ細かい子育て支援や青少年の健全育成の取り組みを展開していくため、地域で活動している各種団体やグループ、子どもの通う幼稚園、保育所（園）、学校などの施設職員などが、子どもや子育てに関する様々な課題や問題など情報を共有し、その支援策や解決に向けた協働の取り組みができるしくみを整えていきます。



地域の子どもたちが小さな社会体験の場として、こども自身が仕事を選び仕事の行い、お給料チケットで食べたり遊んだり買い物したりすることができるイベントです。地域自治会をはじめ、市内の大学生や高校生がボランティアとして参加しています。

対 象：来年1年生になる幼児と保護者、小学生

内 容：仕事を選ぶ→働く→お給料をもらう→遊ぶ！食べる！買い物！

場 所：野菊野こども館

参加ボランティア：野菊野団地自治会、みどりの行動会議、NPO協議会、NPO法人子どもっとまつど、

CHIEの輪、松戸ひょうたんの村、MamaCan、シェイクハズ、

流通経済大学、聖徳大学、千葉大学の学生、松戸国際高校学生、野菊野こども館を利用している中学生・高校生、保護者など



## 取組み

### III-2-(1)-①

#### 学校を中心とした家庭と地域の連携

#### <重点的取組み 15>

取組み		学校を中心とした家庭と地域の連携			
担当課		子どもわかもの課・生涯学習推進課			
具体的 事業	266	家庭教育支援の 取組み	身近な地域で、家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加するさまざまな取組みや講座などの学習機会を提供したり、家庭教育に関する情報提供などのしくみを充実していきます。		
	268	少年センターの 機能強化	家庭や学校にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させ、少年センター、少年補導員、中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会による連携を強化し、教育、警察、民生委員、児童委員、子育て支援等の関連機関が連携することにより非行の発生を未然に予防することを目指します。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
家庭教育支援の 取組み					→
少年センター運 営会議の機能強 化		子育て・教育関 連機関との連携 による地域会議 の強化			→

#### <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
265	学校支援地域連携 事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	教育企画課
267	子どもの相談	家庭教育相談員や青少年相談員が小学生以上の子どもたちにとって身近な存在となり、子どもたちの相談に対応することができるよう研修を充実させていきます。	子どもわかもの課

### III-2-(1)-② 子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実

地域の子育て支援者一人ひとりの顔が見える支援から、各団体内のネットワーク、支援者団体間のネットワーク、街づくりのための市全体の連携など、点から線へ、線から面へ、さらに面から立体へと地域の支援ネットワークが何層にも重なるようにさまざまなレベルでの連携の仕組みをつくります。

また、地域コミュニティの形成や子どもの多様な交流や体験を充実させていくため、市内の大学や企業などとの協働の取組みを推進し、子どもや子育て家庭を地域全体で応援していきます。



## <重点的取組み 16>

取組み		子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実			
担当課		子育て支援課・子どもわかもの課・障害福祉課			
具体的 事業	269	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供ができるように子育てフェスティバルを開催します。		
	271	子育て関係機関の情報交換会	それぞれの地域の支援者が集まり、情報を共有し連携することで、地域の子育て支援環境の整備を推進し、支援が必要な人に支援が行き届くようなネットワークを構築します。		
	272	子ども・子育て会議	保護者等を含む子ども・子育て支援の当事者の意見を聞く会議であり、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などを行います。		
	273	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。		
	274	自立支援協議会(こども部会)	障害を持つ子どもとその家族の現状や課題の共有を行い、地域で安心して生活するために必要な支援について協議します。地域の子育て支援施設等と連携します。		
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
こども祭り、子育てフェスティバルの開催と団体間の情報共有 実行委員会の開催（年2～3回）					
情報交換会の実施（5か所）		情報交換会の実施（6か所）	情報交換会の実施（7か所）		→
子ども・子育て会議の開催と推薦団体の連携					→
自立支援協議会と子育て支援施設等と連携					→

## <推進事業>

事業名称		概要	担当部署等
270	聖徳大学・伊勢丹との三者協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的とし、協定を締結します。	子育て支援課 政策推進課 商工振興課

## 施 策

### III-2-(2)

#### 地域で子どもとふれあう機会を増やす

父親、大学生、高齢者など多様な人々が連携し、子どもの成長を持続的に支えることができる地域社会づくりを目指すために、地域の活動や様々なイベントなどを通して、地域の人たちが子どもや子育て中の保護者と触れ合う機会を増やしていきます。

また、子どもの体験活動や子育てへの支援を通じて、知識や経験の豊富な人たちが活躍できる場をつくっていきます。

## 取組み

### III-2-(2)-①

#### 子どもを支援する人材の育成

市内で子育て支援の担い手として活躍したいと考えている知識や経験の豊富な大人たちを発掘し、「子育て応援団」としてさまざまな立場で子どもや子育て家庭を温かく見守り支援する大人たちの活躍の機会を作り、支援する人材を育成する研修体制を充実させます。



##### ◎子育てスタッフ養成講座

講座の企画から実施までを聖徳大学に委託し実施し、保育園、おやこDE広場、ファミリー・サポート・センターなどで地域の子育て支援事業で即戦力として活躍できる人を養成しています。

〈これまでの実績（平成26年3月現在）〉

・養成人数：139人　・就労者：64人　・ファミリー・サポート・センター提供会員：96人

##### ◎子育て人材バンク制度

子育てスタッフ養成講座を修了した人や子育てに関わる資格を有する人が、「松戸市子育て人材バンク」に登録できる仕組みです。市内の子育て支援事業運営者に登録情報を提供しています。これまで、多くの方が松戸市内の子育てに関わる事業で活躍しています。

〈主な紹介先〉：保育所(園)、児童福祉館、おやこDE広場、子育て支援センター、放課後児童クラブ、放課後KIDSルーム、こども館、こどもショートステイなどの各事業運営者

講座修了者	64人	おやこDE広場	31人
有資格者	9人	こども館	3人
		子育て支援センター	2人
		保育園	6人
		放課後児童クラブ	24人
		一時預かり	1人
		放課後KIDSルーム	6人

<重点的取組み 17>

取組み		子どもを支援する人材の育成				
担当課		子育て支援課				
具体的 事業	275	子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。			
	276	子どもから広がる地域づくり事業（子育て応援団養成講座）	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考え、子育て中の家族だけでなく、大学生、地域のシニア層を巻き込む子育て支援活動を企画・立案・実施できるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動をします。			
平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
子育て支援員認定研修の実施 (70人)		(40人)	(70人)	(70人)	(40人)	
子育て人材バンク紹介事業者の拡大（幼稚園等）		子育て人材バンク紹介事業者の拡大（障害児施設等）				
父親の子育て講座開催とグループ作り (1グループ)		父親の子育て講座開催とグループ作り (1グループ)		父親の子育て講座開催とグループ作り (1グループ)		
		父親のグループによるイベント開催（年6回）				→
子育て応援団養成講座の開催 (3回) (70人)		(50人)	(50人)	(50人)	(50人)	
		子育て応援団による活躍の機会の提供の仕組みづくり				→
			フォローアップ講座（年2回）			→

### III-2-(2)-② 地域の世代間交流の充実

#### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
277	中高生と乳幼児のふれあい体験	高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児との触れ合い体験を市内の中学・高校で実施しています。	子どもわかもの課
278	子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施しています。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会
279	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
280	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
281	地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、お祭りや運動会などのイベントや交流事業を行っています。	社会福祉協議会
282	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。（こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等）	子どもわかもの課

### III-2-(2)-③ 豊富な知識、経験を持つ地域の人が活躍する機会の充実

#### <推進事業>

事業名称		概 要	担当部署等
283	子ども会活動	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
284	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課
285	まつど国際文化大使	国際理解のための講座や交流イベントなどを開催する団体やサークルに大使を派遣します。	国際交流協会
286	子育て支援員認定研修と松戸市人材バンク制度	「子育て支援スタッフ養成講座と人材バンク」の仕組みを拡充し、国が新たに創設する「子育て支援員」の認定研修を実施し、支援者として実践的に活躍できる人材の育成と確保を図ります。	子育て支援課
287	市民活動団体	地域課題に取組む市民活動団体の活動に対し、支援を行います。	市民自治課